

第七十一回

参議院農林水産委員会会議録第十七号

(三一五)

昭和四十八年六月二十八日(木曜日)

午前十時二十九分開会

委員の異動
六月二十七日

辞任

川村清一君

補欠選任

吉田忠三郎君

六月二十八日

辻一彦君

加瀬完君
向井長年君説明員
厚生大臣官房審
議官宮出秀雄君
福田勉君事務局側
常任委員会専門
員

荒勝巖君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

亀井善彰君

佐藤隆君

初村瀧一郎君

工藤良平君

中村波男君

塩出啓典君

梶木又三君

河口陽一君

田口長治郎君

高橋雄之助君

棚辺四郎君

温水三郎君

平泉涉君

堀本宣実君

足鹿村田君

杉原秀三君

沢田実君

國務大臣
厚生大臣
農林大臣
農林省構造改善
局長
水產庁長官
水產庁長官
農林大臣
齊藤邦吉君
櫻内義雄君
小沼勇君
荒勝巖君
宮出秀雄君
福田勉君
坂田大願君

君が選任されました。

ざいまして、農地面積では戸当たり三・三ヘクタール——一般は一・一ヘクタールでござります。

開拓営農振興対策といったしましては、緊急開拓事業等を進めてまいりまして、入植者に対する住

宅、電気等の助成、政府資金等の貸し付け等を行ないましたが、第一次の振興対策では、開拓営農

順次御発言を願います。

○中村波男君　ただいま提案になつております開

拓融資保証法の廃止に関する法律について、若干の質問をいたしたいと思うわけであります。

政府は、開拓融資保証制度と農業信用保証保

制度との統合を行なうということについては、大筋において賛成するのであります。しかしながら、戦後二十五有余年にわたる開拓事業を一般農

政下に移行させることについて、その移行する過程に幾多の問題が残るると思いまして、さら

にこれを進展させる対策等についても若干の問題

点がありますので、質問をいたすものであります。

質問の第一は、昭和三十六年十一月に開拓営農審議会の答申を受けまして、昭和三十八年から四

十四年にかけて第二次開拓営農振興対策が実施され、これは当時の開拓者十一万八千戸を三分類い

たしまして、第二類農家を対象に振興計画が立てられ、いろいろな助成を行なつてきたのであります。

が、この振興計画の実施の結果として、その実績の概要をまず承っておきたいと思うわけであります。

○政府委員(小沼勇君)　実績の概要について申し

上げます。

當農の現状でござりまするが、現在、入植の実

施戸数は——戦後二十一万戸ございましたが、現

在の戸数は九万六千戸といふことに相なつております。専業農家がその中で四四%、一種兼業農家

が三一%、二種兼業農家が二五%という状況でござります。

○委員長(亀井善彰君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨二十七日、川村清一君が委員を辞任され、その後として吉田忠三郎君が、また本日、高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が委員長に就任されました。

○委員長(亀井善彰君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

ると、または実質的に弁済期限の利益を失ったと認められる保証債務、また徵收停止基準に該当するものが負担する保証債務等につきましては、代位弁済をして整理をするということをいたしました。さらに求償権の償却でございますが、地方の開拓融資保証協会業務方法書に定めるところによりまして、債務者が次のような条件の場合には求償権を償却し、整理するということにいたしております。まして、債務者が破産の宣告、強制執行を受け、または解散する等の事由によって弁済の見込みがないと認められる場合には、これは償却いたします。そこでござります。また、天災地変その他の事情によりまして、組合員が著しい損害を受けた場合に、弁済の見込みがないという場合にも、これは償却をする。さらに、債務者の組合員の行ふえ不明とか、いろいろござりますが、そういう場合にも、これは求償権の償却をするという措置を講じてまいりることによりまして、不良債権についての処置をして身ぎれいにして、この統合をするようにいたしたい、かように考えております。

○中村波男君 もう一つは、統合によつて反対す

る会員が、数は多くはないと思ひますが、出るのではないかというふうに思うわけです。これを、反対をいたします会員は、脱退するわけでありますが、二年以内に統合の契約を締結しない保証協会はおのずから解散をするということになると思ひます。この保証協会の財務処理をどのように行なうのかといふことが、いま申し上げましたような事態の中では、当然考えておかなければならぬと思いますが、この点はどうなつておりますか。

○政府委員(小沼勇君) 地方開拓融資保証協会等の統合につきましては、国、県におきまして、この全体の処理をするようにいたしておりまして、先ほど来、代位弁済等について申し上げましたが、そのほか、不足する基金を造成する等によりま

ります。脱退会員に対しましては、当然出資の払

い戻しをするということになるわけござります

て、

○政府委員(小沼勇君) 開拓の道路補修事業は、

たいへん各地からの要望が多い事業でございま

すが、いかがですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま局長からお答

えを申し上げましたように、団体側の要望である

七百地区についての実際上の個所、具体的にどう

いたすわけでございます。全体といたしまして、この統合にあたつての権利義務の承継等については、大体、個別の農家あるいは会員に迷惑のかからないようない形で万全の措置を講ずるということを、それぞれにつきまして予算措置をしているわ

けでございます。

○中村波男君 次に、開拓地の道路補修事業について尋ねておきたいと思うのであります。

政府は、昭和四十六年度末、開拓地道路等の最

終的整備対策として、五ヵ年計画を立てられまし

て、開拓地道路及び飲雑用水の補修事業を実施中

であります。資料を見ますと、この事業の総事

業費は千四百五億円余であります。したがつて、

このまま完了することになれば、全国で七百ヵ所

程度の地区が未整備のままで取り残されるんじや

ないか。そうして、開拓地の立地条件というのは、

私が申し上げますまでもなく、山間であり、特に

僻地である。また、営農上、生活上、道路とい

のは、一般農家と比べてみまして、言えることは、

整備がたいへんおくれておる。したがつて、道路

といふものが整備されなければ、經營の近代化も、

あるいは生活の上からも、離農をせざるを得ない、

ようなどころへ追い込まれる一つの条件にもなる

と思うんであります。そういう点から考えまして、

未整備のままに取り残されるであろう七百ヵ所以

上の道路改良、道路開発について、引き続いて、

しかも、できるだけ短年月に実施をしてもらいた

い、こう私は思うのであります。これらの整備につきまして、追加事業として強力に、予算的に

あるいは事業量においても、格段と引き続き力

を入れていかなければならぬと思ひますが、それ

具体的にひとつ計画を示していただきたいと思ひます。

○政府委員(小沼勇君) 開拓の道路補修事業は、

現在も鋭意進めているわけでございますが、

たて、現在も鋭意進めているわけでございますが、

かく、まだ実績というものは十分把握できておりま

せんし、今後の登記の見通しといいますか、実行

から、そういうことによって、その分については、國がそれに対応してめんどうを見るということをいたすわけでございます。全体といたしまして、

いたすわけでございます。

この統合にあたつての権利義務の承継等について

は、大体、個別の農家あるいは会員に迷惑のかか

らないようない形で万全の措置を講ずるということ

で、それぞれにつきまして予算措置をしているわ

けでございます。

○中村波男君 次に、開拓地の道路補修事業について尋ねておきたいと思うのであります。

政府は、昭和四十六年度末、開拓地道路等の最

終的整備対策として、五ヵ年計画を立てられまし

て、開拓地道路及び飲雑用水の補修事業を実施中

であります。資料を見ますと、この事業の総事

業費は千四百五億円余であります。したがつて、

このまま完了することになれば、全国で七百ヵ所

程度の地区が未整備のままで取り残されるんじや

ないか。そうして、開拓地の立地条件というのは、

私が申し上げますまでもなく、山間であり、特に

僻地である。また、営農上、生活上、道路とい

のは、一般農家と比べてみまして、言えることは、

整備がたいへんおくれておる。したがつて、道路

といふものが整備されなければ、經營の近代化も、

あるいは生活の上からも、離農をせざるを得ない、

ようなどころへ追い込まれる一つの条件にもなる

と思うんであります。そういう点から考えまして、

未整備のままに取り残されるであろう七百ヵ所以

上の道路改良、道路開発について、引き続いて、

しかも、できるだけ短年月に実施をしてもらいた

い、こう私は思うのであります。これらの整備につきまして、追加事業として強力に、予算的に

あるいは事業量においても、格段と引き続き力

を入れていかなければならぬと思ひますが、それ

具体的にひとつ計画を示していただきたいと思ひます。

○政府委員(小沼勇君) 開拓の道路補修事業は、

現在も鋭意進めているわけでございますが、

たて、現在も鋭意進めているわけでございますが、

かく、まだ実績というものは十分把握できおりま

せんし、今後の登記の見通しといいますか、実行

から、そういうことによって、その分については、開拓者の要望に即しまして、できる限りその整備を進めてまいりたい、かようと考えて、つとめてきたわけでございます。道路補修の事業を四十四年度から実施してきたわけでございますが、さら

に飲雑用水施設の補修も含めて、一応五十年度を

完了目途に補修計画を樹立して、事業を実施して

おります。四十六年度から五ヵ年計画で、事業費

は一応総額二百三十六億円を予定をしておりま

す。ただ、団体のほうからは、七百地区あるとい

うふうな話が出ております。これについては、実

は照会をしておりまして、具体的にどういう地域

であるか、その辺を詰めて出していただきたいと

いうふうな話を聞いておりますが、いずれにしま

しても、この事業を強力に進めなきゃならないこ

とは御指摘のとおりでございますが、一応これで

進めてまいりまして、さらに、この事業地区等で

漏れるというふうなところがございましたら、こ

れについては今後の予算措置等におきまして十分

これを考慮して対処をしていきたい、かように考

えて、いる次第でございます。

○中村波男君 局長からは、早急に実態調査を行

なった上で期待に沿うような計画を立て、予算化

をしていきたいという御答弁をいたしましたわけであります。その進め方について、これは、やはり一般的の農道といふものと別のワクにして、そうして今日までおとりになつてきたように、開拓地

道路の整備事業費として、これは補助率その他に

ついても格段の配慮を行なつた上でおやりいただ

きましたが、せつかく成長をしつつある開拓地が

また成長がとまるとか、成長がおくれるとかとい

うことにもつながってきますので、この点につい

てはひとつ大臣からも方針を明らかにしていただ

いて——ただこの国会で格段と努力をいたします

といふ、いわゆる一片の答弁ではなくて、具体的

に、ひとつ未整備の五ヵ年計画に漏れるものにつ

いて早急に計画を立てて、具体案を示せるよう

な準備をせひお願いしたい。こう思うわけであります

が、いかがですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま局長からお答

えを申し上げましたように、団体側の要望である

七百地区についての実際上の個所、具体的にどう

いたすわけでございます。

○中村波男君 さらに、道路に加えて飲雑用水に

ついても総点検をひとつ行なつていただきまし

て、これは水は命でありますから、また営農上不

可欠なものもありますから、これらの事業も未

整備のところについては、特別な対策と措置を行

なつていただくように、あわせて強く要望いた

げておきたいと思います。

○中村波男君 さらに、道路に加えて飲雑用水に

ついても総点検をひとつ行なつていただきまし

て、これは水は命でありますから、また営農上不

可欠なものもありますから、これらの事業も未

整備のところについては、特別な対策と措置を行

なつていただくように、あわせて強く要望いた

げておきたいと思います。

○中村波男君 次の質問は、開拓地の登記促進についてであります。まずが予算上にも登記促進の予算が盛られて

着々と推進をはかつておられます。現在未登

記のままで放置されておる——言い方は悪いので

ございますが、その実態について調査したことが

あれば、その数字をお示していただきたいと思いま

す。

○政府委員(小沼勇君) 昭和四十七年度末におき

ます未墾地関係の未登記の面積は、売り渡し登記

について見ますと一万九千八十四ヘクタールでございまして、その中で、北海道が一万三千三百二十ヘクタールになつております。で、これらの

登記のものの登記を促進するために、四十八年

度から登記促進関係の経費を計上して、三年間で

登記を完了させるように進めているところでござ

ります。

○中村波男君 四十八年度からの実施であります

から、まだ実績というものは十分把握できおりま

せんし、今後の登記の見通しといいますか、実行

可能かどうかということについても十分把握できておらないかもしませんが、少なくとも三年間で完了する。ただ、この問題は、金だけ用意すればできるというものでもないと思うわけです。そういう点についてはきめのこまかい実態に合うよう行政指導をぜひおやりいただきたい。こう私が申し上げますのも、何といっても開拓者の権利を確立しておきませんと、特に日本列島改造計画によつて、土地の買いあさりがどんどんと進行しております中で、乱開拓から開拓地を守る上からも、登記未済の、売り渡し済み農地の登記について強力に促進措置をはかることが必要だという観点からも質問をいたしておるわけでありますから、十分一年間の実績の上に踏まえまして、予算的に三年間に完了しないような向きがあるならば、予算を増額するなり、登記促進のための事務的な行政措置、指導等もぜひひとつ強力に推進をお願いしたいと思いますが、この点大臣よろしいでしょうか。

○國務大臣(櫻内義雄君) お話しのように、未登記なるがために、乱開拓の対象になるようなことがあつてはならないのでございまして、その点は十分注意をいたしておるところでございます。現に、農地である場合は、農地法の適用ができますが、隣接地の、隣地などについては、買収のおそれが出るわけでございます。そういうわけでございまするので、ただいまのお尋ねにつきましては、十分留意をいたしまして、都道府県知事または農業委員会が現地調査の上、地目変更に必要な事項を登記所に通知することによって、登記官が職權で登記簿上の地目を、農地に変更してもらうよう具体的に便法を考えるわけでございまして、なお、法務省と細部の協議をいたしておるところでございます。ただいまの御指摘の点については、十分留意をしてまいりたいと思います。

○村田秀三君 それでは質問を申し上げますが、まず法案の内容に入る前に、農林省として提出をされましたこの法案関係資料。この部分について若干質問を申し上げたいと思います。

まず、この法案が成立をいたしますると、開拓関係の諸制度というものが——これは、今まででありますと、全く開拓行政というものは、これまでも一般農政への移行についての諸施策がとられてまいりましたけれども、まずは、この法律が廃止されると私は受け取りますけれども、まあ麦であるとかあるいは雑穀であるとか、豆類であるとか、そういうものは、最近でこそ見直されてきたけれども、しかし今まででは外国産品輸入圧力によって徐々に減少を余儀なくされてきた、こうしたところの畑作。この二つの面を開拓農家が持つておるわけお伺いするまでもなかろうと思ひますけれども、開拓行政を終了してもよろしいとする判断、こういう前提に立つて、現状を見てみた場合に、はたしてそういう条件が具備されておるのかどうかということについて見てみたいと思つたわけであります。そこで、このことがとりもなおさず、今日までの開拓農家、開拓農業というものが日本農業の中にどういう位置づけがされるのか、ということについても見てみたいわけです。そうしますと、全くこれは私自身うかつであったというとなんどございますけれども、あらためて見直す部分といふのが相当あるのではないか、こう実は考えたわけです。

それはなぜかと言ひますと、いろいろな点で理由がありますが、開拓農家はこれは日本の総農家のわずか一・七%であります。しかし、その中における專業戸数は四四・四%、一般農家の專業戸数は一四・四%ということになつております。それで、開拓農家の専業戸数というものはきわめて高いわけですね。そしてその生産額につきましては、まああらためてごらんいたくまでもないと思うのであります。が、耕種農業では雑穀が一一・一%、豆類が六・二%、イモ類が九・二%、果実が四・二%、工芸作物が八・三%。それから畜産に至りましては、これは生乳が一五・四%、乳用牛が二五・七%、役肉用牛が九・三%。

つまり二つのものがここには意味があると思つておるわけであります。が、その一つは、つまり戦後農政の中で特徴的に成長作目といいますか、積極的に指導した部分、これが開拓農業の中にあると、こう見るわけです。つまり酪農でありますね。しかしその反面、今日では国際的なあります。

まず、この法案が成立をいたしますと、開拓農業所得について私は、主として見るわけでございますが、これは開拓農家の農業所得が多いのは当然なわけです。といいますのは、本法を制定をし、そして規模拡大をはかる、あるいは自立農家を育成する。こういう農政の目的の中において考えてみた場合には、この開拓農家こそ、日本農業の中核的存在であろう。こう私は考えてみたわけであります。が、農林大臣はいかがお考えになりますか。これをまずひとつお伺いいたします。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま資料に基づきまして開拓農家の実態についての御指摘ございました。そして今後の日本農業においては、開拓農家の皆さん方がその中心的地位を占めるのではないか、こういう御指摘でございますが、私もまさにそのとおりに見ておる次第でございまして、戦後、非常な勞苦の上に酪農、畑作經營を中心としてまいりまして、現在の酪農関係で見ましても、飼養農家の一戸当たりが約九頭である。その生乳牛頭数は全体で二十万頭に及んでおる。全国乳牛頭数の一六%というところを見まして、も、まさに開拓農家は酪農を中心して営農されておるということが明白でございまして、今後におきましても、この開拓農家の進んでまいりましたそういう傾向を、さらに農政の上におきましては助長いたしまして、おっしゃるとおりの、これからもまた、この開拓農家の進んでまいりましたそろそろ農家の中核的存在に、一そく育成してまいりたいと思う次第でござります。

○村田秀三君 そこでこの中核的農家が、では、どういう経営実態であるのかということであります。これは多角的に検討しなくてはならないとは思ひますけれども、やはりこの出されました資料によって御質問を申し上げるわけであります。こ

れを見ますと、その農家経済、まあ農業所得は、開拓は九十五万二千円、一般が四十六万九千円。農外所得は、開拓が三十八万三千円、一般が百六十万八千円。計開拓が百三十三万五千円の、一般が五百三十三万七千円ということになつております。そこで、一般、開拓比は、これは開拓が八七と、こういふぐあいに出ております。

そこで、この農業所得について私は、主として見るわけでございますが、これは開拓農家の農業所得が多いのは当然なわけです。といいますのは、これは耕作面積が一般的の農家よりも三倍強であるからであります。しかしながら、耕作面積に比してその所得がはたしてどうであるかということを見てもあります。かりに、一般農家が今日の営農規模で三倍の面積を耕作したとするならば、これは実際に百四十万円になるわけでございます。そして、この開拓が三・三ヘクタールで九十五万二千円、一般農家が三・三ヘクタール耕作したとするとならば、これは百四十万円。だいぶ差があるわけですね。これはまことにこういう質問を申上げましてなでございますが、一般農家に比較しまして、開拓農家の農業というのは土地の収益性が非常に少ない。これはどこに原因があるとお考えになりますか。

○政府委員(小沼勇君) 技術的な問題でございまして、私は答弁させていただきますが、やはり開拓の場合には、水田の割合は非常に少のうございまして、一般的の場合のように、水田のウエートが大きい場合とはかなり様相が違つております。水田が入りますと、その条件は変わらりますが、御承知のとおり、開拓地のほとんどが畑作でござります。また先ほどお話しがございましたように、酪農を中心にしておる。そうしますと、飼料作物あるいは草地というふうなものになつておるわけであります。が、御承知のとおり、開拓地のほとんどが畑作でござります。また先ほどお話しがございましたように、酪農を中心にしておる。そうします

この規模の利益といいますか、土地自体の生産性を上げていくといふうな措置によりまして、この点では、発展の可能性を十分秘めているといふように思います。その点で一つはやはり今後の基盤整備をしっかりとやつしていくことであろうかと思います。今後の開拓地域については、基盤整備について十分留意をして進めていく所存でござりますが、土地条件についてはいまの御指摘のようない点が確かにござります。

○村田秀三君 面積当たり収益性が低いということをお認めになりました。そして、今後土地生産性を高めるために、基盤整備等を積極的に推進をすると、その限りでは、けつこうであろうと思いますけれども、私は、別にまた問題があるんじやないかと思うんです。先ほど開拓農家は水田が少ないということを言いました。水田が少ないというのは、米をつくっておらないということでありまますね。米をつくれば農家の所得は上がるというものは一体どうかといふことがあります。つまり、成長作物であると宣伝されながら、それを、土地条件の中でやらざるを得なかつた酪農。そのためには豆を、十トンとれるところを十二トンにするとか、という努力はもちろん必要でありますけれどもつままり乳価が問題であったのじやないかと私は思うのです。乳価が安い。つまり米をつくる労働力と牛乳をつくる労働力について、牛乳をつくるところの労働力が安く抑えられたといふところに、私は、原因があると思う。これは、豆であろうと、麦であろうと、雑穀だろうと、同じことが言えると思う。だから、ものの価値といふものは本来一つであるべきであるけれども、農政の方によつては、その価値が人為的に操作をされる。こういうことが一面的には言えないのであるかと思ひますけれども、少なくとも労働力、乳をつくる労働力も、あるいは米をつくる労働力も、その労働力の価値には変わりはないわけであります。だから、その労働の価値といふのを正しく評価されるようなつままり牛乳においても、雑穀等においても、日本の食糧事情の中

で絶対必要である、育てなければならぬとするならば、やはり生産費所得補償方式といふものを米と同じようにつくらなければこの単位面積あたりの収益性といふものは増大をしないであろうと、こう思ひのであります。どうでありますか。

○政府委員（小沼勇君） 乳価そのものの問題といふこともいろいろあるうかと思いますが、私が申し上げましたのは、むしろ地力差といいますか、蓄積された水田の地力と、それから畑作開拓地における地力の差のことむしろ申し上げたわけでございまして、価格のいろいろの差異といふものは、確かに労働力を投下した場合に、価値として還元されるものはあらうかと思います。それは、価格政策の面が反映して出てくるものもあるうかと思います。ただ、その前にもう一つ、やはり土地の地力そのものについても差があるのじやないかといふことでございまして、これはおそらくなにかなか比較がむずかしいかもしませんが、反対生産されるものを、そのカロリーなり、エネルギーに換算した場合にどのくらいといふことが、あるいは言えるかもしません。いずれにしましても、開拓地の場合の畠地については、現在の利用形態がかなり飼料作物、あるいは中には果樹等もござりますけれども、酪農が中心でござります。その点では、たとえば飼料作物の生産性を上げるといふふうなことを、やはり進めていくのが必要ではないかといふことを申し上げたわけでござります。

○村田秀三君 構造改善をする、基盤整備をする、地力を高める、そのことに私は反対はいたしません。もちろん積極的にやってもらいたい、こう思ひますが、きょうは、その問題が主観じゃございませんから、次の機会に、幸いに本国会には畑作共済法案が出ておりますから、その際に、私は畑作について、つままり価格の問題で少しく述べてみたいと思つております。だれにいたしましても、私自身は、いまの基盤整備、地力を高めることもそうであらうけれども、

も、同時に、やはり価格政策が今日までなかつたというところに、同じ面積を耕作しても、つまり一般農家よりも四分の三きり収益がないといふこと、そこに原因があると断定せざるを得ない。そういう立場に、実は私は立つものであります。これは次の機会に譲りたいと思います。

そこで、確かに農家の所得は逐年高まっておることはこの表を見てもそうでありますし、また、開拓農家の方にお伺いいたしましてもそうであるようあります。この九十五万何がしかの所得、この所得は全く可処分所得なのかどうかといふ点について調べてみました。これは、純粹な意味の所得ではない。この所得から借入金の返済をするんだと、こういうことがあります。そこで借入金を見てみると、これまたこの表では、開拓は百十八万六千円、一般農家は四十五万五千六百円、実際に開拓農家は二、八倍の資本を投下しているといふことになります。もつとも、これは戦争という特殊条件の中で、裸一貫これは帰つてしまいまして、そして裸一つで山奥に入ったといふ事情もあります。あるいは生活環境の整備といふものもあつたとは思われますけれども、とにかくその負担は大きい。しかも、酪農といえば、これは昔の一頭、二頭土地の回りでもつて飼うといふ、そういうものではないわけでしょう。その資本はきわめて多額なものが必要である、こういう事情に私は、あると思うのであります。実は、では一体どうの程度返済金といふものが、この所得の中から減じられるのであらうかといふことで調べてみましたが、それは適切な、これは資料は農林省としてありますから、まあ私がいま例示いたしましたも

資料の中には三・三ヘクタール当たりでの計算でございまして、一戸平均が百十八万ということがありますから、まあ私がいま例示いたしましたものは、経営規模は、それよりも高いようになります。しかしながら、そういう農家、まあ油井原といふえば福島県の開拓行政の中でも比較的根柢のよい。つまり根をおろした人の多い地帯であります。しかしながら、そういう農家、まあ油井原といふとこころにあってさえも、年間所得わずかに五十一万円、これは純粹な意味の所得であります。しかし、その住居、住宅は、入植当時と同じとは言いがたいかもしれませんけれども、ますその当時のものがあつて自分で修理をする、継ぎ足しをするといふようななかつこうでありますから、それを全部引き直すわけにはいかない。福島県に油井原といふ、これは農業地域があります。酪農地帯であります。それを統轄しているのが報徳農業協同組合。その一つの例でありますから、それを全部引いてみましたが、その経営概略をいま御説明申し上げるわけであります。

まあ福島県に油井原といふ、これは農業地域があります。酪農地帯であります。それを統轄しているのが報徳農業協同組合。その一つの例でありますから、それを全部引いてみましたが、その経営概略をいま御説明申し上げるわけであります。

すが、農地、これはもとより酪農でありますから草地が主であります。四・三ヘクタール、山林が二ヘクタール、そして乳牛が十三頭、年間平均いたしますと搾乳牛は七頭から九頭、そして、もとよりのことでありますけれども、その生乳は全部一括して組合が売却をする、收入は全部農協で経理をする。こういう状態でありますから、きわめて内容的にいえばこれは明瞭であるわけであります。入植以降その農家が投下いたしました資本は、全部借金でありますけれども、千五百円、三十年の金の価値と四十年の金の価値と今日また違いますから、古い借財を今日のこれは元本に直すと、もつともこれは多額の金額になるものと思います。そして今日、年間粗収入は二百九十九万円、生産費に農協で差し引きをするのが二百四十八万円、そして純粹な所得といふのはわずか五十一万円であります。これは青色申告をしておるわけでありますから、これは税務署も認めた数字であります。そうしますと、なるほどこの資料の中には三・三ヘクタール当たりでの計算でございまして、一戸平均が百十八万といふことでありますから、まあ私がいま例示いたしましたものは、経営規模は、それよりも高いようになります。しかしながら、そういう農家、まあ油井原といふとこころにあってさえも、年間所得わずかに五十一万円、これは純粹な意味の所得であります。しかし、その住居、住宅は、入植当時に同じとは言いがたいかもしれませんけれども、ますその当時のものがあつて自分で修理をする、継ぎ足しをするといふようななかつこうでありますから、それを全部引いてみましたが、その経営概略をいま御説明申し上げるわけであります。

と、こう思はんですね。まあそういう状態を認めなさいというわけには、これはいまそういうわけにはいかぬと思いますが、つまり開拓農家といふものは、日本農業の中の中核的存在であつて、重要な部分を担当してきて、まだまだ一般農政に移管する条件というものは完全に整備されたとは言ひがたいと、私はそう思はんであります、が、これはどう思いますか。農林大臣にお伺いいたします。

○國務大臣（櫻内義雄君） 私どもは、開拓農家の全般的な実情からいろいろ申し述べてまいりましたが、ただいまの具体的な事例を承りますると、まだまだ非常な御劳苦をされておる開拓農家の多いことを認識するわけでございます。そういうわけでございまするから、今後一般農政へ移行するに際しましては、一番問題であり、ただいま御指摘のございました負債問題につきましては、これは総点検をいたしまして、開拓農家の今後の営農に支障のないような負債対策を考えてみたいと、このよう思うのであります。また、これから的是開拓農家を一般農家の中の中核として育成するとするが、何と言いましても、開拓地全般の基盤整備をもつて積極的にやる必要があると思しまするので、これらの点についても留意をいたしましたて、これから開拓農家が一そら發展のできるようにつとめてまいりたいと思います。

のか、舗装をすることなのか。近來の砂利高によつてなかなか道路が直らない。われわれが農村回りをするときには、開拓地へ行くと必ず困る。それはど開拓農民は困つておると思うんです。われわれがすぐ気づくことです。で、市町村道に編入をしてくれという要望があつても砂利は高いし、人夫賃も高いし、市町村長がいい顔をしない。なるべく市町村道への移入、中には、基幹農道等は県道移入、移譲の問題ももと積極的に進められない。と、大臣、なかなかこの開拓地がうまくいかない。それで最近、乱開発で企業などが誘惑してきて道路をつけてやる、それがもとなんですね。それで二、三億ぐらいの金をやっぱり開拓農協やあるいは単協へ、地元へばんと預けてそしてまず安心をさせる。そこで町村長やいろんな有力者に渡りをつけて、そしてその開拓地をいけどりにする、こういう事例はたくさんあります。したがつていわゆる現在の市町村への移譲状況はどうなのか、これをどう促進をして進めていかれる御所存なんか。私は開拓政策の中で、非常に重要な位置を占めておると思うのです。この問題はきょう直ちに御答弁ができないが、よろしいが、詳細は、資料としても、あとでもけつこうですから御提示を願いたい。これは、長谷川農林大臣のときには、私、長谷川さんに話をしまして、一般の農道の舗装の問題で初めて予算が少しついた、ところが大蔵省で削られた。それは大事な問題だから大臣折衝にまで持ち上げなさいと。局長段階であつさり削られておつたのが、大臣折衝にまで上がつて、そしてわれわれも超党派で応援をして、自來農道舗装が非常に進んだという体験を持っておりますが、彼らは別に党派性なんというようなものは、そういうことには一つも問題に思ひませんから、幾らでも応援をしております。そういう点から補修とは舗装なのか。とても砂利などを入れたんじや、もうきょうびに間に合いません。劣はない、もう砂利そのものが高い。だから、町村は開拓道路は延長は長いしとにかく移譲をいや

開拓農民が結局下山を余儀なくされる一つの誘因ともなる。そこへ観光資本等が手を伸ばしてくる。こういうことから、乱開発に拍車をかけておると思ふんです。そういう観点から置き忘れた開拓道路の点についてどういうふうに取り組んでいかれようとしておるか、開拓政策につながる大きな問題でありますので、この点をひとつ大臣なりから基本政策、基本的な考え方、当局からいま私が尋ねた点について具体的な御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(小沼勇君) 資料の点で、詳細につきましては後ほどお届けいたしたいと思いますが、とりあえずいまござりますところで申し上げます。

道路補修は、舗装ということも入っておりますが、砂利を入れて整備をするとか、あるいは勾配の急なところを直すとか、そういうふうなもののがかなりござります。舗装についてもこの項目に入れてござりますが、むしろいまではその砂利舗装、あるいは勾配を直していく、そういう手直しの部分がかなり多くなっているようになります。

それから補修で、大体国営事業なりそういうところでは大体千五百メーター以上が対象になつております。他の地区では五百メートル以上が対象になつております。五ヵ年計画で、実施地区数は三百四十二地区というふうに一応計画を立てております。補修の延長は、補修でございますからすでにりっぱにできているところがございませんので、どうしても補修しなければならないといふところだけを拾つてやるわけでございますが、これは千五百八十三キロメーターということです。いまして、全開拓道路の中で大体一〇%ぐらいに当たるであろう、補修を必要とするものは、そういうふうに見込んでおります。

それから道路管理の状況でございますが、管理を市町村に移管したものが大体五七%であるといふに、おおよそでございますが、約五七%と

○國務大臣(櫻内義雄君) 足鹿委員からいろいろ御所見がございまして、長谷川農相當時の農道の舗装もお取り上げいただいたのでござりまするが、まさに時代の進運に沿つて農道あるいは開拓道路、すべて考えていかなければならぬと思ひます。そういう点からいたしまして、開拓農家の営農に十分役立つような道路であるべきである。したがいまして、相当機械化も進んでおるという事になりますれば、舗装の必要性は当然起きてくると思うのです。私といたしましても、せっかく先輩のいい例をお引きいただきましたので、開拓農の上に役立つような道路ということを頭に置きまして、これから行政の上に対処してまいりたい、と思います。

○村田秀三君 先ほど大臣から私の質問に対してお答えをいただきました、いまの足鹿委員の関連質問ともこれは重大な関係があるわけでありますけれども、少なくとも、今日存在する開拓農家は、日本農業の中核としてこれを育成する。そのために基盤整備あるいは負債対策等も含めて、少なくとも、一般農家と同じ生活水準がすみやかに維持できるよう積極的に対策を講じていく、というふうに、これは理解をするわけですが、もう一度確認をいたしまして次の質問に入りたいと思います。

大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほど開拓農家の負債の問題を中心にお話がございまして、したがつて、私としては、これは開拓農家としては非常に重要な問題であるので、総点検をいたし、新たな負債対策を考えたいということを申し上げ、同時に、これから営農の上に基盤整備が必要であるということを申し上げた次第でございますが、これらの予算措置の上などに反映をしてまいりたいと思ひます。

○村田秀三君 そこで、この負債対策でありますけれども、地方保証協会がこれは基金協会に、中

央保証協会が保険協会で統合されると、移行措置ですね。この移行措置の中におきまして特にお伺いをいたしたいのは、別途これも資料をちょうだいしましたこの資料を見ますと、求償権残高見込み二億一千六百万円、代位弁済見込み額二億八千三百万円、出資払い戻し見込み額三億五千六百万、こう書かれておるわけでございます。その中で、求償権残高見込み、この内容についてひとつ御説明をいただきたいとこう思いますし、そしてまた、つまりこれは厳密に査定をしたということもありますけれども、それはどういう基準でなされたかということについてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員 小沼勇君 求償権の残高が三億八千三百万円、代位弁済の見込み額が六億一千五百万円、合計九億九千八百万円というふうに見込んでおります。その中で回収ができるというふうに見ておりますのが二億八千七百万円、そうしますと、償却の対象は七億一千五百万円ということになります。それをこの基金協会及び保険協会の承継として見ますと、二億八千三百万円という推定ができるわけでござります。これにつきまして先ほど申し上げましたが、代位弁済措置、求償権の償却措置等を講じて身ぎれいにしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○村田秀三君 まあ、そういう措置をとりますにあたりましては、個別農家にあたって検討を加えた結果だらうと思うんですね。だから検討する際に、どういう基準でそれはなされたのかといふことをも聞きたいわけなんですね。もつともそれは私の質問の重要な部分ではありませんが、いまなかなかお答えにくければ後日でもけつこうでございます。

○政府委員 小沼勇君 代位弁済、求償権の償却にあたりましては、開拓保証協会あるいは関係の金融機関、都道府県によりまして実は合同調査を行ないまして、その協議によりまして実は合同調査を行ないまして、四十六年の十二月末の実態調査をいたしました結

果を先ほど申し上げましたが、そういうやり方で個別にあたって進めてまいるという方法でやつておるわけでござります。

○足鹿覺君 関連。

大臣のはうには情報が入つておるかどうか知りませんが、われわれのキヤツチした情報によりますと、本日アメリカの農務省と商工省が長官名で日本向け大豆の輸出禁止規制を実行したといふとであります。現に契約したもので船積みしたもののについてはこれを認めるが、船積みしないものは全部解除するんだ、こういふ状態だと聞いておられます。これは、たつた先般問題になり、先日政府その他のほう、あるいはアメリカの国内世論、日本側の要望等もあつて、日本に対する輸出規制はやらない。こういふことを新聞で報道しながら、まことに遺憾千万に思ひうのであります。事このようないかることを平然と、公約をくつがえすというようなことについては、国際信義の上からいっても、まことに遺憾千万に思ひうのであります。事このような問題は北海道を中心とする開拓地、あるいは国内を中心とする開拓地とは、きわめて生産関係で重大な関係があり、国民生活の上から、たつたこの間とうふの値上がりであれだけ苦しんだ国民感情としても、われわれは納得がまゝりません。この点について農林大臣は情報をキヤツチしておられるならば、その内容を明らかにされ、今後どうこれに対処されるか。通商関係方面とも連絡をとつて善処を強く希望いたしたいと思います。これは、決して一党派の問題ではありません。国民全体の問題であり、大きな経済外交上の問題でもあると思いますが、その点について実情並びに対策のほどを明らかにしていただきたい。

以上であります。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの御質問につきましては、わが国にとってきわめて重大な影響のあることでございまして、今朝来、その速報に基づいてただいま情報を収集中でございます。現在まだ公電が入つておりません。ただいまの足鹿委員の御指摘の範囲でございまするが、重複いたすかと存じます。重要なことでありますする

上げておきたいと思うのであります。アメリカ商務省は、現地時間の二十七日午後五時、日本時間にいたしまして、本日の午前六時に、これはデント商務長官とバン農務長官との共同会見でございます。その共同会見で言われましたことは、肉類、家禽、牛乳などの不足に対処するための緊急措置として、家畜や家禽の主要飼料である大豆及びこれらのかす、油製品の輸出を二十七日五時現在で停止すると発表いたしたのでござります。デント商務長官によりますと、この輸出停止措置は、本年産大豆の収穫が終わるまで継続される予定で、それ以降どうするかは収穫高、輸出需要水準、米国内価格水準などとにらみ合わせた上できめることになろうと言われております。これらの措置がとられました背景といたしまして、六月十三日現在の農産物制約数量を発表をしておりまして、概略申し上げますと、輸出業者が十三日現在でかかえている本販売の、年度内の大豆船積み契約高は九千二百オーブンシエルをこえておる。同省当局によれば、この契約高は当初予想に比べ、大豆が六%、大豆かすが二七%も上回つておる。こういうようなことで、十三日現在の契約高が予想外に高い。同時に、共同記者会見で言われておるような肉類、家禽、牛乳などに対する影響をおもんぱかって、今回の措置がとられたようでござります。

かと、このように見ておる次第でござります。冒頭申し上げたおりに、すべて情報は非公式の報道に基づくものでござりまするので、本日はこの程度のことで御了承いただきたいと思います。

○足鹿覺君 ちょっと一番大事なはつきりしておる点は、船積みをしたものについては、やむを得ずこれを認める。しかしそれ以外の契約は解除するのだ、新しい契約もしないのだということは間違いないようです。商務長官と農務長官が共同記者会見で言つておるのだから。いま大臣のお話を聞きますと、七月二日までに全貌を明らかにするというような話でありますが、問題は、そのような情報をキャッチされたのはどこから——アメリカの日本大使館からキャッチされたものでありますか、いずれにしろ、これは重大な問題であります。大豆の収穫期までということを一応うたつてはおるもの、たつたこの間、先ほど述べたように、対日規制はやらない。こう言って日本国民にあたかもこれを真実のごとく言つておきながら、これを数日を出でて裏切るということについて私はおかしいと思う。全く日本に対する、国民に対する不信行為だと思う。したがつて、これは外務省、通産省等とも至急に対策を練られて、少なくとも、まず当面契約したものについては、船積みのいかんを問わず、これは必ず確保するということで、当面対策を講じ、そしてその内容をつまびらかにされると同時に、重大決意をもつて対処されることを期待いたします。

いずれにせよこういう状態でありますと、日本のいわゆる魚も食えない、きょうの新聞によれば、牛肉を食べた者が、石油たん白によつてかどうかしらぬが、腹痛を起こして、富山県で問題の起きていることが新聞に報じられておる。こういう状態でありまして、植物たん白の、燻の牛肉といわれる大豆が、こういう状態であれば、日本の農業政策の、特に畠地農業政策の根本的な立て直しを考えなければならぬ段階が来てると思ひます。御審査を強く要望いたしておきますが、御所見が

あれば承りたい。
○佐藤隆君 ちょっと関連。

たゞいま足鹿委員からお話をございましたが、私はこれに加えて、この大豆の問題について国内対策、これひとつ万般怠りないようにお願いをいたしたいと思います。さきに、大豆の投機いろんな問題がございました。一連の商品の投機がございましたが、この大豆の問題が、もう百円どうぶつで済まなくなる。たいへんな事態にならないよう国内対策をいかがすべきか、完全な、かんべきな資料をもとにして、情報をもとにして、早急に取り組まれるよう、慎重に配慮されるよう、特につけ加えておきます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほど申し上げたように、まだ公電が入っておりません。重要なことでございますので、電話連絡などもいたしたのであります。が、詳細わかりますれば、その緊急対策を講ずる考えでござりまするが、つい最近、農林中央金庫の片柳理事長も帰られまして、日米の経済会議の模様なども承っておったのでございまするが、その間に、別段今回ののような緊急措置がとられるような情報はございませんでしたが、アメリカとしても、これだけの措置をとる以上は、相當な事情があるものと思いますが、しかし、わが国に対する影響がこのままありまするならば、非常な大きな問題をかもしておるのでござりまするので、慎重に、そしてまた、アメリカに対してなすべきことは厳重になすと、こういう腹がまえでの問題には対処していく考え方でございます。

○委員長(亀井善彰君) 暫時休憩をいたします。

午後は一時から再開いたします。

午後零時三分休憩

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。委員の異動について御報告いたします。

午後一時四分開会

本日、辻一彦君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君が選任されました。

○委員長(亀井善彰君) PCB・水銀等の汚染による被害対策に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○工藤良平君 私は、昨日の本会議における本問題に対する答弁につきまして、その本会議後、大臣談話も発表いたしまして、本会議の答弁の正当性を発表されたよう伺つたのでありますけれども、その後さらにその問題を撤回をしたというところでございまして、厚生省の今回示しました暫定基準といふものは一体何ものかという、非常に大きな疑問と不安を持つものであります。きのうも私はその中でも質問をいたしましたけれども、二十四日に示されたものは、メチル水銀の許容限度を〇・三PPMで計算をした場合に、この魚は一週間に何匹食べられますという例示をしました。ところが、二十六日に、漁業団体の皆さん方に対しましては、これが、普通出回つておる市場の魚で計算をすると何が四十六匹までということに変わつた。きのうの本会議の質問では、汚染された魚は市場に出しません、だからだいじょうぶです、ということをお話しになって、その裏づけをして談話を発表された。というように一連の動きを私は整理をしてみるのでありますけれども、一体どれが正しいのか。ひとつここでいきさつと一緒に、はつきり正しいものを示していただきたいと思います。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 今回の魚介類の水銀の基準につきましては、濃度基準につきましては総水銀で〇・四、メチル水銀では〇・三ということをきめたわけでございます。

そこで、これを発表いたしました際に、参考資料としてメニューをクラブの諸君を通しまして発表いたしたわけでございますが、それによりますと、新聞では、サバは何匹、何は何匹といったふうなことが中心におもに伝えられてまいりましたわけ

でございます。この資料の内容というものは、最高度のメチル水銀なら〇・三、その濃度の満度までございます。このためその規制値も諸外国に比べ最もきびしいものとなつておる。一方、国内に

すべての魚が汚染しておると、かりに仮定した場合でも、これだけの魚は一週間に食べて、そういう趣旨なんでございます。これはこの委員長である椿委員長もそうはつきり言つておるわけあります。すなわち、すべての魚が〇・三ぎりぎりまで汚染しておつてもこれだけの魚は食べられます、心配はございません、こういう趣旨が基準の内容でございます。ところが一般国民には、それがどうも十分理解されないので、魚の摂取量の限度を書いたのではないか、もう魚というものは汚染しようが、してしまいか、何匹以上は食べられないのだと、こういったふうな誤解がありますので、これは何とかしなければならない。しかも現実問題としては〇・三などという魚は出回つておりません。その基準値以下のものが大半の現状でござります、実際は。そこで、こういうふうなことで誤解を解くことが最も必要であるということで、実は昨日も本会議の席上において、汚染魚、すなわち〇・三以上に汚染している魚は、流通市場には出さないようになつてしまつた。そうなれば、市場で買える魚は、汚染されてない魚、または〇・三以下の魚ばかりでござりますから、市場から買う魚は心配要りませんと、こういうことを国会でも答弁をいたしてまいつたわけでございます。

そこで実は、こういうふうに国会でも答弁いたしましたが、この際やはり国民にもう少し市場から入る魚はそう心配ないんです、ということを徹底させる必要があるのでないか、こういうことを考慮まして、本会議の席上で述べましたような趣旨の厚生大臣談話を発表しようといたしたのでござります。その発表案文も御参考のためにございます。その資料によりますと、問題水域内の全體の魚の濃度の平均はりつぱに規制値を下回つております。もちろん高いものもありますけれども。平均しまして、問題水域内の魚の平均水準汚染度は〇・〇八であるわけでございます。それを昭和四十五年、四十七年における環境庁と一緒に調査をいたしました一応の資料があるわけでございます。その資料によりますと、問題水域内の全體の魚の濃度の平均はりつぱに規制値を下回つております。もちろん高いものもありますけれども。平均しまして、問題水域内の魚の平均水準汚染度は〇・〇八であるわけでございます。それを引用いたしておりますので、魚介類の水銀濃度のものが規制値をかなり下回つておる。これは現実なんです。それがしかも平均で出しておるわけです。ところが、平均という文字がないではないか、文字は正確ではないのではないかという話がございました。

それからさらに、「一般遠海魚については何ら問題ないと考えられる。」というのですが、マグロを除いては、こちらの趣旨なんですが、そのマグロを除くといふことで、マグロを除く一般遠海魚については何ら問題ないという、実は、こんなようなことで、文字がありませんでした。そんなようなことで、クラブの諸君としては、文字が正確ではないではないか、もっと正確に書くなら書いたらどうだと、こういふお話をございましたので、それも国民の不安を除くには必要なことと考えました。そこで、新聞紙上では、けさは撤回といふうございましたが、その趣旨は私が本会議で述べておることや、今まで厚生省がとった態度と実は一つも変わつてないわけございますが、文字が多少はつきりしない点等もありますので、やはり今後字句等を正確に修正することがむしろ必要ではないか、こういふ考え方のものに、本日のところは見合われました。ということでございましたが、正しくない字句もあることでもあるから、ひとつ字句の修正等もあることでもあるから、きょうは見合せましたよ、ということでおるわけございました。そこで私どもは、もちろん、この字句は正確にしなければなりませんが、やはり国民の不安を解くことが大事でございますから、適当な時期に字句をもつと科学的と申しますか、今度は問題が出ないような正確な文字にいたしまして、そのうち必要に応じ大臣談を出すようにいたしたい、かよううに考えておる次第でござります。

○工藤良平君 大体その経緯についてはわかりましたが、私やつぱり表現の問題ではなくて、本質的な問題があるのでないか。本質的な問題が解明されなくて、表面だけで国民を安心させるといふことそのものの考え方方が私は、根本的に二十四日以来今日まであらわれている現象ではないか、

このように思うのです。ですから、きのうの本会議でも質問をいたしましたけれども、汚染魚があるということは事実であります。したがって、暫定基準を示すおりでござります。マグロを除く一般遠海魚については何ら問題ないという、実は、こちらの趣旨なんですが、そのマグロを除くといふことで、マグロを除く一般遠海魚に文字がありませんでした。そんなようなことで、クラブの諸君としては、文字が正確ではないではないか、もっと正確に書くなら書いたらどうだと、こういふお話をございましたので、それも国民の不安を除くには必要なことと考えました。そこで、新聞紙上では、けさは撤回といふうございましたが、その趣旨は私が本会議で述べておることや、今まで厚生省がとった態度と実は一つも変わつてないわけございましたが、文字が多少はつきりしない点等もありますので、やはり今後字句等を正確に修正することがむしろ必要ではないか、こういふ考え方のものに、本日のところは見合われました。ということでございましたが、正しくない字句もあることでもあるから、ひとつ字句の修正等もあることでもあるから、きょうは見合せましたよ、ということでおるわけございました。そこで私どもは、もちろん、この字句は正確にしなければなりませんが、やはり国民の不安を解くことが大事でございますから、適当な時期に字句をもつと科学的と申しますか、今度は問題が出ないような正確な文字にいたしまして、そのうち必要に応じ大臣談を出すようにいたしたい、かよううに考えておる次第でござります。

○初村瀧一郎君 私は、答弁要りませんから、時間の関係で。

厚生省が、過ぐる二十四日にこの水銀、メチル水銀等による〇・四、〇・三という記事が出来ましたね。それで、厚生省の発表とうらはに、國民は非常に不安がつておる。消費者も生産者もすべての者が不安がつておる。この不安を、やはり厚生省が種をまいたのですから、必ず解消するよう最善の努力を払つてもらいたい、これが第一点です。

第二点は、やはり厚生省が発表する以上は、権威ある、統一した権威あるものにしなければならない。したがって、マスコミがどういう取り方をするか知りませんけれども、その点を十分に考慮して、國民に不安のないようにひとつやつてもらえれば幸いだと思います。これだけ申し上げて、ぜひその点についてはもう國民が一日も早く安心して魚を食べられるようにお願いいたしたいと思つたらしいと思います。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 仰せになりましたごとく、汚染された魚を排除する、流通から排除する。これが一番大事な問題でございます。

そこで、昨日もお答えいたしましたように、この問題水域における主産地におきまして厳重な監視体制をしくということにいたしております。その当該府県においてもこういう監査になれていない方も相当あるわけでございますので、よその府県から専門家がかわりに発表いたしたわけでございます。その際問題になりましたのは、字句等はいま大臣がおつしやつたとおりでございまして、問題水域の点と、それから平均水銀濃度及び一般遠海魚の点でござります。その問題につきましては、いま大臣のとおりでございますが、問題のこの厚生大臣の談話の趣旨は、これはやはり大臣が前から本会議あるいはその他を通じ、まあ今度の水銀の魚介類の安全に対する基本的な姿勢としてお持ちになつておられる、あるいはわれわれもそう感じているところです。

現在、水銀の攝取量の基準をきめるにあたりましてよういうことでございましたが、新聞では撤回という文字になつておるわけでござります。そこで私どもは、もちろん、この字句は正確にしなければなりませんが、やはり国民の不安を解くことが大事でございますから、適当な時期に字句をもつと科学的と申しますか、今度は問題が出ないような正確な文字にいたしまして、そのうち必要に応じ大臣談を出すようにいたしたい、かよううに考えておる次第でござります。

○工藤良平君 大体その経緯についてはわかりましたが、私やつぱり表現の問題ではなくて、本質的な問題があるのでないか。本質的な問題が解明されなくて、表面だけで国民を安心させるといふことそのものの考え方方が私は、根本的に二十四日以来今日まであらわれている現象ではないか、

○國務大臣(齋藤邦吉君) 最大の努力をいたします。

○塩出啓典君　非常に今回のそういう発表にして
も、ちょっと厚生省としては不謹慎ぎわまりない
と申しますが、新聞記者の諸君からつかれて、
それで引くような、そういうことでは非常に困る
と思うのですね。そういう点で、厚生大臣として
も、当然反省はしていると思うのですが、
先ほどもありましたように、今後はそういう権威
のある慎重なやはり配慮をしてもらいたい、この
ことを要望しておきます。

○國務大臣(齋藤邦吉君) たびたび不手ぎわをいたしまして、私もまことに遺憾に存じますが、そうした反省の上に立って、今後努力をいたしたいと思います。そこで、明日さつそく関係府県の課長会議を招集いたしておりまして、検査体制をし、具体的な計画を相談するわけでございまして、これに要する費用は、政府としては、予備費の支出来を行なうということをきめておるわけでござい

るやはりデータをとつて、そうしてそのばらつきはこうなんだ、だからこの魚は、こうなったから心配ない。かなりそういうこまかい検査体制を充実して、それに基づいてやっていかなければ、ただ一般的な大臣の談話だけでは国民は絶対信用しない。むしろ安全だというと、心配じゃないかと、こう反対に思うわけですね、いまの国民は。そういう点で、やはりそういう検査体制を強化して、データをたくさんとつて測定をしていかなければならぬ。そういう方向でやってもらわなければいかぬと思うのです。

ところが、東京都も、けさの新聞では、中央卸売り市場で緊急監査をするといっておりますが、東京都であれば一番日本の各府県では、検査体制が充実していると思うのですが、東京都においてすら、これは二十種類について六十検体ですか、しかもその測定には、四日、五日かかる。そういうことなんですね。だからいま厚生大臣が、各都道府県にそういう検査体制を指示をしたと言いましたけれども、指示だけでは実際能力がないわけです。この問題を解決するには抜本的に緊急に予算なりを組んで、そうして十分な数の検査をやつてしまなければ、これは国民は安心をしない。また安全な魚まで、同じ魚だということで、非常に被害をこうむつておる点もあるわけです。魚にも、安全な魚があるわけですから、そういう点で、私は、厚生省としては、田中総理大臣を中心、内閣として抜本的に検査体制を強化して検体をふやす、そういう方向にいくべきだと思うのですが、そういう点について、厚生大臣はどう考えておるのかですね。

は、やはりデータをとつて、そうしてそのばらつきはこうなんだ、だからこの魚は、こうなったから心配ない。かなりそういうこまかい検査体制を充実して、それに基づいてやっていかなければ、ただ一般的な大臣の談話だけでは国民党は絶対信用しない。むしろ安全だなど、心配じゃないかと、こう反対に思うわけですね、いまの国民党は、そういう点で、やはりそういう検査体制を強化して、データをたくさんとつて測定をしていかなければならぬ。そういう方向でやってもらわなければいけないと思うのです。

ところが、東京都も、けさの新聞では、中央卸売市場で緊急監査をするとしておりますが、

ますので、できるだけの予算を地方に流しまして、検査体制を厳重にやってまいりたいとかよろしく考へておられます。そうした厳重な監査の上に立つて、もろもろのデータをそろえ、それによって国民安心していただくように努力をいたしたいと、かように考へておる次第でござります。

○塩出警典君 一問だけ。具体的にはあれですか、大体どれくらいの数をやると考へておられるのか。たとえば敦賀湾のズキンかでもこれはもう最高四、最低コンマ六とか、もっと開きがあるわけで、からね。かなりやつぱり数を取らんと意味がないと思うんですがね。具体的には大体どの程度の種類で、どの程度の数ぐらいを測定するだけの予算ができるのか、その点はどうなんですか。

○説明員(福田勉君) お答え申し上げます。

明日から関係県の課長会議を招集いたしまして、開催するわけでございますけれども、まあこの測定で一番問題になりますのは、やつぱりメッシュの引き方、どれだけ網をかぶせて、魚種別にいたしまして、どういう検体の取り方をするか、いわゆるサンプリングの方法。それから先ほど先生おっしゃいましたように、ガスクロマトグラフィーにいたしましても、メチル水銀の検出のしかたによつては、相當ばらばらな測定値が出るおそれが非常に強いわけでございます。この点も分析測定法ということも統一的な方法を指示いたします。したがつて、そのサンプリングと分析測定法とが統一的にいたしまして、それから、魚種別に、先生おっしゃいますように、こまかく調べるということを中心にして組み立ててまいりたい。具体的には、各県の課長と詳細な詰めを問題水域ごとにいたしますので、その際に検討いたしたいと思つておりますが、おおむね一検体五匹ないし十四ぐらいいたしまして、五検体以上を調べるという考え方で、しかも魚種別にやつてまいりたいということでございます。

本人に比べればもうほんとうに十分の一か二十分の一ぐらいいしか魚を食わない国民です。日本の場合にはまさに十倍、二十倍といふものを魚を食う。で、日本の場合には私は、もつとこの基準がWHOの基準をはるかにこえていなければいけないのではないか。御承知のとおり、この汚染は、体内にどんどん蓄積されていくのです。ですから、そういう意味で、私は、やはり基準をきびしくやっているから安心だ。安心だとおっしゃるけれども、國民はちつともそんなことは安心しておらぬで、これではたしていいのかと、もつときびしくすべきではないかと、工場のたれ流しなどについてももつとはつきりした操業規制をやるべきだといふのが、今日國民の一般の声だと思うのですが、そういう点でも私は厚生省の御答弁をお聞きしておきたいと思うのです。以上です。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 弁解するわけじゃありませんが、最初の日のときの資料はすべての魚が○・三・P・M満度まで汚染している場合の資料でございます。ところが、十分それが徹底しておりませんでした。

二回目の資料は、今度は実績に基づきまして

○・〇・八、これは実績でございます。そこで実績に基づくとこういう魚の数になりまして、こういうことでございまして、その基準の置き方によつて連れておるわけでございます。

最初のときは全部汚染しておる場合と、二番目

は実績でこうなつておりますということをいたし

たわけでござりますが、私どもの説明がどうも不

十分であります、十分國民に徹底させることはできなかつたことは遺憾だと思います。

しかし、そういういろいろな前提条件を読んでいただきますれば、私は心配がないものだと理解をいたしております。

それから、基準が厳格でないと仰せでございま

すが、週間許容量はなるほどWHO等と同じでござります。週間許容量ですか、それはもちろん

当然の話でござりますが、魚の濃度規制値につきましては、アメリカやスウェーデンよりもきびし

くいたしておる。これは日本人が魚をそれだけよ

けい食べて、今までに食べておるというう

態を踏まえて、スウェーデンやカナダやアメリカ

より重くしておると、こういうわけでございま

す。私はもとては、やっぱり相当きびしい基準

であると、かよう考へておる次第でございま

して、専門家の方々もそういう意味でこの案をまとめていたいたと理解をいたしておるわけでござ

います。

○委員長(龜井善彰君) 御苦勞様でした。

本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(龜井善彰君) 次に再び開拓融資保証法の廃止に関する法律案を議題とし、質疑を行な

ます。質疑のある方は順次御発言願います。

○村田秀三君 休憩前に引き続きまして、開拓融

資保証法関係の質問をいたしますが、午前の論議

の中で、大臣は、開拓農家を育成する、まあ、あ

らゆる対策を含めて、というふうに私は受け取りました。その中で、とりわけ負債対策、これに

かくこれから、拡大をしよう、酪農、牛をふやす

う、そう思いながらも、借金返済のために、いま

の話のように牛を売つたり、あるいは山林を売つ

たりといふことであるとするならば、これは先行

き育成強化をしなくちやならない日本の酪農農家、

中堅的な酪農家の将来にとってきわめて重大問

題だ、こういうふうに考えますので、この際――

四十四年に開拓農民の負債整理の緩和措置はとら

れましたが、引き続いて私はこれをひとつ実行す

る必要があるであろう、二十年のものを二十五年

にする、あるいは二十五年のものを三十年にする

とか、しかも利子を低利にして、そして元利償還

がその生活設計の中でせめて二割程度で押えるこ

とができる、そういう形のやっぱり助成策という

ものをとらなくちやあまりに気の毒じゃないか、

開拓農協をやめて一般農政に移行するもう時期な

んだといふ判断にはとても立てないんじゃないいか

という感じを持つわけであります、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 御承知のように、開拓

者資金措置法によつて負債整理をずっとやつてま

かるわけあります、とにかく所得の六〇%か

かります。昨年全部まあ生活資金は別にして

全部償還をしたということでありますから、相当

計画的には無理をしなさつておるということもわ

かるわけあります、とにかく所得の六〇%か

かります。まあ大体この方は計画的に密にできておる

わけでございまして、年間償還計画の中には、子

牛を取つて、その子牛を売却して借金返済をする。

いま十三頭であります。農林省が指導しておる多

頭飼育の中では十三頭といふのは低い水準の酪農

家と、こう私思ひのとあります、ふやしたくて

も子牛をふやすことができないという事情もある

あります。

て、私どもとしては、やっぱり相当きびしい基準

であると、かよう考へておる次第でございま

して、専門家の方々もそういう意味でこの案をまとめていたいたと理解をいたしておるわけでござ

います。

○委員長(龜井善彰君) 御苦勞様でした。

本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

牛を取つて、その子牛を売却して借金返済をする。いま十三頭であります。農林省が指導しておる多頭飼育の中では十三頭といふのは低い水準の酪農家と、こう私思ひのとあります、ふやしたくても子牛をふやすことができないという事情もあるあります。

そうして非常に生活を切り詰めて、あります。そしてこの借金の返済に充てておつたという、そういう意味ではなるほど、全體的に言うと無理な

計画を立てておるかも知れませんけれども、とにかく開拓農

協同組合は非常に優秀でありますから、そ

ういう意味ではなるほど、全體的に言うと無理な

計画を立てておるかも知れませんけれども、とにかく

の開拓協同組合は非常に優秀でありますから、そ

ういう意味ではなるほど、全體的に言うと無理な

計画を立てておるかも知れませんけれども、とにかく

の開拓農家を育成する、まあ、あらゆる対策を含めて、というふうに私は受け取りました。その中で、とりわけ負債対策、これに

かくこれから、拡大をしよう、酪農、牛をふやす

う、そう思いながらも、借金返済のために、いま

の話のように牛を売つたり、あるいは山林を売つ

たりといふことであるとするならば、これは先行

き育成強化をしなくちやならない日本の酪農農家、

中堅的な酪農家の将来にとってきわめて重大問

題だ、こういうふうに考えますので、この際――

四十四年に開拓農民の負債整理の緩和措置はとら

れましたが、引き続いて私はこれをひとつ実行す

る必要があるであろう、二十年のものを二十五年

にする、あるいは二十五年のものを三十年にする

とか、しかも利子を低利にして、そして元利償還

がその生活設計の中でせめて二割程度で押えるこ

とができる、そういう形のやっぱり助成策という

ものをとらなくちやあまりに気の毒じゃないか、

開拓農協をやめて一般農政に移行するもう時期な

んだといふ判断にはとても立てないんじゃないいか

という感じを持つわけであります、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 御承知のように、開拓

者資金措置法によつて負債整理をずっとやつてま

かるわけあります、とにかく所得の六〇%か

かります。昨年全部まあ生活資金は別にして

全部償還をしたということでありますから、相当

計画的には無理をしなさつておるということもわ

かるわけあります、とにかく所得の六〇%か

かります。まあ大体この方は計画的に密にできておる

わけでございまして、年間償還計画の中には、子

牛を取つて、その子牛を売却して借金返済をする。

いま十三頭であります。農林省が指導しておる多

頭飼育の中では十三頭といふのは低い水準の酪農

家と、こう私思ひのとあります、ふやしたくて

も子牛をふやすことができないという事情もある

あります。

○村田秀三君 ただいまの答弁、具体的にひとつ

実施をしていただきますので、これは局長の御答弁でけつこ

めていたいたと理解をいたしておるわけでござ

います。

○委員長(龜井善彰君) 御苦勞様でした。

本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(龜井善彰君) 御苦勞様でした。

す。このことにつきましては、今国会で採択されました農業信用保証保険制度についての改正法案によりましても、措置をされたわけでございます。けれども、特に開拓農家が必要としたします短期の経営資金等については、これを保険の対象にすることのうござなされたわけでございます。また、この従来の残っております開拓農協連、開拓農協を通じる資金ルートの問題でございますが、従来、農林中央金庫から原資の供給を受けて転貸によるということがなされたわけでございます。また、この従来の残っております開拓農協連、開拓農協のこのような資金の供給につきましては、従来どおり、これを実施するということにつきまして、農林中金のほうの協力が得られることに相なつておられます。また、開拓農協所屬ではなしに、一般の農協に所属することになります開拓農家に対しましては、総合農協または信達からの融資の円滑化並びに近代化資金の活用等によりまして、末端の負担金利の低下をさせる必要がございますので、所要の指導を行なつて、大口の資金需要に対する信連または中金の直貸方式等を入れて積極的に推進していくといふ考え方をとつてまいりたいと、かように考えておる次第でございまして、その点では、従来の開拓農協傘下に残る場合も、また一般農協に入る場合も、いすれにしましても、十分その心配なく融資が行なわれるということになるわけでございます。

○政府委員 小沼勇君 中長期資金は主として近代化資金によってまかなっていくことにならうかと考えております。

それから保証の限度額の問題でございますが、これは各協会におきまして、現在、基金協会におきましては、すべて特認規定によつて処理をいたしておりますので、大口の需要については、それによりまして対応できるというふうに考えております。

○政府委員 小沼勇君 中長期資金は主として近代化資金によってまかなっていくことにならうかと考えております。それから保証の限度額の問題でございますが、これは各協会におきまして、現在、基金協会におきましては、すべて特認規定によつて処理をいたしておりますので、大口の需要については、それによりまして対応できるというふうに考えております。

○村田秀三君 それでは、次の問題に移ります。それからもう一つ、不安を持つてゐる向きには、今までいろいろ苦労して運営をしてまいりました、つまり保証協会の役員、職員、この引き継ぎがどうであらうかと、いう点があらうかと思います。とりわけ引き継がれてそして受け入れた。受け入れたけれども、過去の経営というものが十二分に理解できないがために、これは開拓農家の特質というものが、その運営の中に十二分に反映できぬといいうふらみもある。したがつて、旧保証協会の役員の代表を中心、地方とも新しい、つまり基金協会なり保険協会なりに入れてもらえないかという要求があるようあります。これは考えてみまして、私ももともなこれは要望じゃないかといふうに思うわけであります、ぜひそうせねばなるまい。そのほうがむしろ今後の運用に、これはきわめていい結果をもたらすであろう、こう思つておるわけでございまして、その点どのようにお考えか、お伺いいたします。

○政府委員(小沼勇君) 統合の後におきましても、開拓農協あるいは開拓者に対する保証保険につきまして、関係者の意向が十分反映されるようにすることが必要でございます。このために、いま御指摘のごしましたように、基金協会の役員に開拓関係の役員が参加すること、これが大事でござります。また、開拓保証協会の業務を開拓連に業務委託するというふうな面もござります。それから、全国の保険協会の役員にも、全国段階の関係の開拓関係者が役員として参画するということが必要であろうかと思ひますので、これらにつ

きましては、十分協議をいたしまして、今後、保証保険の円滑化に遺憾のないようにしてまいりたいと、かように考えております。

○村田秀三君 そのほかござりますけれども、時間がございませんから、大体質問を終わることにいたしますが、問題はたくさんあります。しかし、道路の問題等については、中村委員もあるいは足鹿委員もお触れになりました。大臣の答弁もまた、これは近来になく錢が幾らかという具体的なものはついておりませんで、まことに残念でございますけれども、気持ちとしてはきわめて積極的な姿勢であろうということを私は理解いたしましたので、それに特に触れませんが、戦後、開拓行政というものが、一体どう日本の農政の中に評価されねばならないのかという点について、きわめてこれは大きな問題でありますから、開拓農政を締めくるにあたりましては、やはりそれを政治史の中に明確にしなくてはならないのではないかと、こう思うんですね。

いま存立されておりますところの開拓農家は、きわめて日本の中央農家であるといふ、そういう認識、これは私も間違いないと思いますし、また、この開拓農政なかりせば、日本の農家の経営規模というものが一・一へクタールで終わってしまうたということにもなりかねないわけであります。でありますから、そういう意味では私はたいへんいい、たいへん苦労はしていただきましたけれども、よい結果もあるといふには見られますがないかしその反面、入植統計、そして離農助成対策、そして現開拓農家、この関係を見ますと行政が握をしないままに農地の流動であるとか、それから農家の生活に大きな変化がなされておる。少なくとも、入植をするときには、これは国家が大計画を持ちながら入れたわけでありますから、少なとも、途中でどつかへ行ってしまつたとか、農地が私権にかりに渡つたといったとしても、それがどう流動したかなどといふことが掌握されていないということであつては、私は、ならなかつたんじゃないのかというふうに考えるわけです。

これは私は、戦後開拓という表現をいたしましたが、今度、新たな開拓というものが展開されなければならぬ時期に来ているんじやないかといふうに私は感じます。というのは、先ほどアメリカの大豆の話がありました。それから先般は米価審議会において麦作について根本的な対策を秋までに立てなさいということになりました。食糧全体の、つまり自給度を高める展望を持つ農政が展開されるとするならば、私は農業生産物の価格政策、そういう農家が喜んでそれを生産し得るような体制をつくることはもとよりのことでありますけれども、何といっても工事だらうと思うのですね。いまはもうどんどんこれ都市周辺、これは農用地の転換がなされておる。都市周辺ばかりじゃないと私は思います。福島県だってそうです。ある県におきましては、みずからが農用振興地域に指定をしながら、みずからが発起人になってゴルフ場をつくっているなどというような話があります。これは、農用地域指定は農林大臣でありますけれども、とにかく県がこれを推進するわけでありますから、自分で農用地域に指定をしておいて、それを転用取り消しもしないうちに自分がゴルフ場をつくっているというようななばかげた話も実はあるわけであります。いずれ機会を見てその問題についても私は触れてみたいと思いますけれども、そういう状態になつておる。

さて、本日の開拓農家としての立場をつづられた。その間には、政府としても振興策も講じてまいり、また、とうてい開拓農家として維持ができないものにつきましては、三類農家としての離農対策をも講じてまいってきたわけでござりますが、また、開拓農家がいまのゴルフ場の建設などによつて、いろいろわざわいされておるという事実もあるわけですがございますが、そういう中にありますても、專業農家が四四%も占めておる、また、酪農、畑作を中心としての農業経営の中核農家として、こうど、こういう非常に喜ばしい傾向を持つておるのをございますから、周囲の各種の悪条件もございまするが、これからの農業政策次第によつて日本農業の中でつばな地位を築き、あるいは発展せしめ得るものと思うのでござります。四十四年から四十七年まで開拓未利用地の開発事業なども行ないまして、開拓農家の今後のために多少でも役立つようなことも考え、また、五十年度までの開拓道路等の補修事業の実施についても先ほど衆の御質問に応じてお答えを申し上げたわけでございまして、私どもとしても、開拓農家の実情を十分把握いたしまして、臨機に諸施策を講じながら、この農家がりつぱに日本農業の一翼をにならようにつとめるよう指導してまいりたいと考える次第でござります。

資金需要も大口のものでは二千万、三千万に及ぶものもあるわけでございます。そういう資金需要に対応するためには、いまの開拓のみの保証の協会では十分ではないということで、特に開拓の保証の協会をささえております開拓農協のほうが漸次縮小してまいります、減少してまいりますので、そういう体制の中では、今後の個別の大規模な需要に対応するのに是十分ではないと、むしろその保証の規模といいますか、保証能力を高めるという意味では、やはり一般の保証体制の中に入つて、そうして大口の需要に対応するのが必要であるということで、むしろこの一般に統合することによつて個別の開拓の農家は、いまより十分、よりよく資金需要をまかなつてもらえるというところになるというふうに判断したわけでございま

○塩出啓典君 全くデメリットがなくて、メリツトだけならこれは申し分ない。いま保証料の減免処置をするということですが、開拓融資保証制度では、被保証人から元本の保証残高の年〇・一%の保証料を徴するのに対し、また短期資金金についても徴収してない。ところが一般制度では近代化資金では〇・二九%，一般資金はもつと高い、そういう保証料を徴しているわけで、これだけから見ると、非常に開拓者には不利になるよう思つたわけですが、これは減免処置というのは結構具体的にはどうなるのですか。予算とか使途、減免の期間、これはどういうことになりますか。

○政府委員（小沼勇君） 開拓保証制度では、利子補給つきの中長期資金は〇・二一%の保証料を徴収しております、その他の資金については保証料を徴収しておりません。統合後は、信用保険保証法に基づきます所定の保証料を徴収されることになりますが、それではうまくいきませんので、保証料の減免措置を講ずることにいたしましたのでござります。それはこの承継いたします短期資金及び利子補給のない中長期資金については、当分の間保証料を徴収しないということにいたしたいと考えております。利子補給つきの中長期資金につきましては、従来の〇・二一%、一般の率は〇・二九%でございますが、それとの差額を当分の間減免するというやり方をとりたいと思つております。それから、新規の短期資金の保証料は当分の間、これも減免するということで、その当分の間といふのは、おおよそ五年間にわたり漸次徴収するということで緩和措置を講じていいきたいと考えておりまして、五年後には、大体一般

料もいままでと、いわゆる開拓融資の場合と同じであると、そういうことですね、五年間は。○政府委員(小沼勇君) 五年後に同一水準になるわけでございますが、だんだんに五年間で接近していくというふうに御理解いただいたほうがいいと思います。

○塩出啓典君 そうしますと、厳密に言えば、やはり保証料は高くなるということはデメリットになるんじゃないですか、これは。いまのお話では全くメリットばかりだと言うけれども、それはことはあやであつて、現実にきびしく言えば、やはり五年間に――これが廃止になつたときは今までどおりで、それはだんだん一年ごとに近づいていくわけですから、そういう点では、やはりこれはデメリットになるわけでしょう。先ほどの答弁は訂正してもらわなければならぬ。

○政府委員(小沼勇君) 保証ということでございまますと、当然所定の保証料を徴収することがたたまえでござりますけれども、従来の経緯にかんがみまして特別の措置を講ずることとしたわけでございまして、その期間を一応五年間というふうにしたわけでござります。その点は保証料が上がるという問題は、実は保証倍率自体が大体三倍ぐらいいになりますので、そういう意味では、やはり普通の一般にとられています保証料が当然すぐに入られてもしかるべきだということでござりますけれども、それではやはりいませんということです、五年間の緩和措置を講じたということでございまして、必ずしもデメリットといふうに考える必要はないのではないかというふうに思つております。

資金需要も大口のものでは二千万、三千万に及ぶものもあるわけでござります。そういう資金需要に対応するためには、いまの開拓のみの保証の協会では十分ではないということで、特に開拓の保証の協会をささえております開拓農協のほうが漸次縮小してまいります、減少してまいりますので、そういう体制の中では、今後の個別の大規模な需要に対応するのに十分ではないと、むろんその保証の規模といいますか、保証能力を高めるという意味では、やはり一般の保証体制の中に入つて、そうして大口の需要に対応するのが必要なことであるということで、むしろこの一般に統合することによって個別の開拓の農家はいまより十分、よりよく資金需要をまかなつてもらえるということになるというふうに判断したわけでございます。

○塩出啓典君 結局、開拓農家が金を借りようとしたときに、たくさん借りられると、そうなるわけですか。この法案が通ればね。そういうことでですか。それはメリット。では、デメリットはどういうことなんです。いじことばかりじゃない、やっぱり悪いこともあると思うんですけどね。

○政府委員(小沼勇君) 大体もうメリットばかりでございまして、(笑声) 大体この保証の倍率が自体が、従来よりも三倍ぐらいに保証の倍率がなるということをございます。それから今回法律改正になりましたので、短期資金は従来なかつたものをそのまま短期資金についても借りられるというこ

とでござりますから、この心配もないということをございます。また、その保証料についても、減免措置を行なうとか、そういう手厚い経過の助成措置をいたして行ないますので、先ほど申し上げました大口の資金需要に対応する、しかも従来の先ほど申しましたような、開拓連、開拓農協を通じるそういう資金ルートについても残されているわけでございますから、その点では、もう非常に有利になるというふうに判断しておるわけでございまして、開拓保証のメリットを生かしながら、大口の需要に対応するということで評価をしてい

○塩出啓典君 全くデメリットがなくて、メリッットがあります。トだけならこれは申し分ない。いま保証料の減免処置をするということですが、開拓融資保証制度では、被保証人から元本の保証残高の年〇・一%の保証料を徴するのに対しで、また短期資金については徴収してない。ところが一般制度では近代化資金では〇・二九%、一般資金はもつと高い、そういう保証料を徴しているわけで、これだから見ると、非常に開拓者は不利になるよう思つたわけですが、これは減免処置というのは結局具体的にはどうなるのですか。予算とか使途、減免の期間、これはどういうことになりますか。

○政府委員（小沼勇君） 開拓保証制度では、利子補給つきの中長期資金は〇・二一%の保証料を徴収しております、その他の資金については保証料を徴収しておりません。統合後は、信用保険保証法に基づきます所定の保証料を徴収されることになりますが、それではうまくいきませんので、保証料の減免措置を講ずるということにいたしました。それはこの承継いたします短期货資金及び利子補給のない中長期資金については、当分の間保証料を徴収しないということにいたしたいと考えております。利子補給つきの中長期資金につきましては、従来の〇・二一%、一般の率は〇・二九%でござりますが、それとの差額を当分の間減免するというやり方をとりたいと思つております。それから、新規の短期資金の保証料は当分の間これも減免するということで、その当分の間といふのは、おおよそ五年間にわたり漸次徴収するということで緩和措置を講じていいきたいと考えております。それから、五年後には、大体一般と同様に扱つてよろしいのではないかというふうに考えております。その保証料減免の財源に充てるために、融資資金で二億五千万円を農業信用保険協会に交付いたしまして、その運用益をもって助成を行なうという、そういう方法を講じてまいりたいと、かように考えております。

○塩出啓典君 そうしますと、五年間は結局保証

料もいままでと、いわゆる開拓融資の場合と同じであると、そういうことですね。五年間は、○政府委員(小沼勇君) 五年後に同一水準になるわけでございますが、だんだんに五年間で接近していくと、いうふうに御理解いただいたほうがいいと思います。

○塩出啓典君 そうしますと、厳密に言えは、やはり保証料は高くなるということはデメリットになるんじゃないですか。これは、いまのお話ではなく、メリットばかりだと言うけれども、それはことばのあやであつて、現実にきびしく言えば、やはり五年間に——これが廃止になつたときは、今までどおりで、それはだんだん一年ごとに近づいていくわけですから、そういう点では、やはりこれはデメリットになるわけでしょう。先ほどの答弁は訂正してもらわなければならぬ。

○政府委員(小沼勇君) 保証ということでございまますと、当然所定の保証料を徴収することがたてまえでございますけれども、従来の経緯にかんがみまして、特別の措置を講ずることとしたわけでございまして、その期間を一応五年間というふうにしたわけでござります。その点は保証料が上がるという問題は、実は保証倍率自体が大体三倍ぐらくなっていますので、そういう意味では、やはり普通の一般にとられております保証料が当然すぐに入られてもしかるべきだということでござりますけれども、それではやはりいけませんと、いうことで、五年間の緩和措置を講じたというふうにして、必ずしもデメリットというふうに考える必要はないのではないかというふうに思つております。

お話をすけれども、これはどうなんですか。そのためには、国としては大体どれぐらい金を出すのか、全部で。それともう一つは、いわゆる一般的の保険協会とか、基金協会そういうような側としては喜んでいるのかどうか。今回、開拓者の団体、保証協会が廃止になつて、こっちへ入つくるわけでしょう。きてもらうことを喜んでいるのか、喜んでいないのか、そのあたりはどうなんですか。

○政府委員(小沼勇君) 保証基金で不足する部分につきましては、統合後の見込み額で、平均の保証残が百五十六億、現在九十四億でござりますが、その中でピーク時になりますと、保証の残がおそらく百七十四億ぐらいにならうと思ひます。現在ピーク時の残高は九十八億というふうに見ておりますが、そういうことでござりますと、需要見込み額は大体百七十四億四千三百万のピークを見込むということになりますが、これは大体現在のおむね倍額の保証需要を必要とすることになります。これにつきましては、この不足分につきましては、予算措置を国と県でみるというふうにいたします。これにつきましては、この不足分につきましては、予算措置を国と県でみるというふうにいたしたいというふうに考えておるわけでござります。

それから、第二点の御質問でござりますけれども、受け入れ側はどうかといふお話をございます。これについては、この統合措置について從来、この法律を廃し、開拓融資保証制度を統合するということにつきまして、從来から関係の団体と御相談を申し上げてきたわけでございまして、このことが今後の開拓農家を含めた一元的な保証機構になるわけでございまして、その意味では十分賛意をもつて迎えられていくというふうに理解をしております。

○塙出啓典君 そうすると、結局いわゆる求償権残高見込み等から、この中からとれるやつと、とれないやつがあると、それから出資払い戻し見込み額とか、そういうものを全部計算をしたその結果、結局足りない金額が三億一千五百万になると、

これだけやれば、いわゆる保険協会も基金協会も、まあ持參金もゼロだけれども結局借金もゼロで、こっちへくる、そういうことでいいんじゃないか。そういうわけで、この三億二千五百万円というものを助成する、それを結局国と県が半分づつ出ると、そういうことになるわけですか。これは、三億二千五百万でございまして、これで大体今までの保証の二倍程度をまかない得る形になると思います。が、それにつきましては国と県で半分ずつ出すということでおいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 それから開拓農家のいわゆる當農状態が非常に急激によくなってきたと、そういうふうなお話ですね。それで今回こういうようによく一般農政と一緒にするようになったというお話をあります、これはどうなんでしょうか。非常に、このもらつているデータはこれは全部平均だと思うのですね、平均。たとえば六ページに開拓農家と一般農家の負債、一戸当たりの値が載つておるわけであります、四十六年度であれば全国平均では開拓農家の負債は百十八万円である、そういうふうなデータになつております。しかし、私たちが開拓農家なんか参りまして、いろいろ耳に入つてくる話なんか聞きますと、かなり三百万とか五百万とか、そういう負債の話が非常に入つてくるわけです。もちろん、あまり負債のないようなところはそういう話も入つてこないのかもしれませんけれどもね。どうなんですか、ばらつきというのは、平均値だけじゃ、やっぱりものごと処理できない。かなりいいところと悪いところと、極端なやつがぼくはあるんじゃないかと思う。その点はどうですか。

○政府委員(小沼勇君) 私ども、いま全国の開拓農家については毎年調査をいたしておりますが、その負債状況の階層別といふか、地域別のデータの詳細はここに持ち合わせておりませんので、お答えすることができませんですけれども、御指摘のように、地域によってかなりの差がある

鹿児島まで全国に広がつておる開拓農家でございまして、その自然的条件もずいぶん差があることだと思いますし、酪農あるいは普通畑作、いろいろのことをやつておると思いますので、かなりの地域差あるいは経営的に見ても、その資産内容、負債内容の差があることは大体予想されるわけでございます。しかし、全国と比べまして、大体やはり平均値で、ものを判断いたしますと、開拓農家につきましては、急激というほどではございませんが、漸次やはり農家総所得においても、一般に接近しておりますし、農業所得では一般的な農家を上回つてゐるという状況でございます。その意味では、今後規模の利益、スケールメリットを十分発揮できるような形で開拓農家の育成をはかつてまいるべきであろうというふうに考えていいるわけでございます。

いふ点はやっぱり農林大臣としてはどう考えておられますか。

○國務大臣（櫻内義雄君） これはもうおっしゃるよりだと思うであります。特に開拓農家の北海道、内地の占める比率を見ますると、北海道が非常に割合八・八%、内地が一・六%。北海道が非常に割合としては大きいのでございまして、北海道の農業の実情からいたしまして、相当経営規模も大きくて、酪農、畑作が特に中心になっておるんではないかと、こう思います。開拓農家が營々として努力されてまいりましたこの酪農や畑作への大きな関心、これを拡充していく必要があると思います。そうなりますと、資金的にも相当所要量がふえてまいるのでございますから、先ほどから局長がお答えを申し上げたように、一般農政へ移行いたしますして、その必要資金をまかなっていくと、大口の資金を調達でき得るということは好ましいことであると思うんです。

それから先ほども申し上げましたが、また御質問の中にもございましたが、平均で見ておりますのと、個々の農家の実態に触れた場合にだいぶそこに現実的な感触の違いがある。特にその負債についての大きな心配があるということは認めざるを得ないのであります。負債整理についての対策は講じてまいつたのでござりまするが、そういう実情について総点検もいたし、対策も講じてまいりたい。さらには、何といつても開拓地域における生産基盤を強化していくことも考えなければならぬことだと思います。それらのことを総合いたしまして、一般農政の中に移行いたしましても開拓農家に御不便をかけないよう努めをしてまいりたいと思う次第でございます。

○塩出豊典君 それで開拓農家が非常に、まあ一時これは全国では二十一万戸ですか、それが現在は九万六千、約半分に減つているわけですね。そういうわけでいわゆる開拓農家を去つていく人が非常に多いわけであります。そういう人たちのいわゆる今まで耕作しておった畑ですね、土地といふものは、先ほどの午前中の答弁では、私、五

一四

七%がほかの開拓者に売られておると、そういうお話をあつたと思うんですが、そうしますとあと四三%というのは結局農地転用されたと、そういうことなんですか。それともあと四三%はどうなっていますか。

○政府委員(小沼勇君) 大体その開拓地で農地に転用されたというのは比較的少のうございまして、おそらく一・五%ぐらいであろうというふうに推定をしておるんでございますが、そうしますと、残りの部分はどうなったかといいますと、大部分は、先ほど言いましたように、五七%は残留開拓者に、それから残りの部分は周辺の農家に売られているというふうに見ておるわけでございま

○塩出啓典君 これは転用されたのは一・五%と
いうことですね。これははつきりしたデータで
しようが、大体何へクタールぐらいのところです
か。

○政府委員(小沼勇君) ちょっと失礼いたしまし
た。訂正をさせていただきます。一・五%ではな
くて一・〇五%でございます。全体の五十ヘクタ
ール以上の、開拓地区の単位は五十ヘクタール
以上のところだけをとりまして、ざっと調べたも
のでござりますが、四十七年から四十八年の三月
までの農外資本による土地取得の状況を一応調
査したわけでございますが、その場合には大体約
七千ヘクタールということでございまして、集団
開拓地の地区が六十六万九千ヘクタールございま
すので、それで割ってみると、一・〇五%とい
うことになるわけでござります。

○塩出啓典君 まあ、これはあと調査の資料とし
て出していただきたいと思うのです。われわれの
感じとしては、もつとこれは多いのじやないか、そ
また今後ふえていく形勢にあるんじやないか、そ
ういうことを心配しているわけなんですがね。
そこで、私は農林大臣にお伺いしたいわけです
が、いわゆる開拓地というのは、先ほど申しまし
たように、規模の面におきましても非常に農業に
は適している。しかも農業以外、別荘なんかには

適しているところもあると思うのですけれども、農業には非常に適しているわけあります。そういうやはり開拓地が今後、これは先般の予算委員会でも、農林大臣にお聞きしたように、島根県の三井野原の開拓地みたいに縦身売りの話も昨年出でおりまして、これは一応おさまったわけですが、れども、こうしたことになつていくならば、これは非常に農業の将来にとってはゆるい問題である。午前中も話がありましたように、だんだんアメリカの輸入制限あるいはまた日本の国内における自給度を高める上において、そういう優良農地を確保するという立場からいって、やはり優良農地は確保していかなければならない。そういう点からやはり開拓地とかあるいは干拓地ですね、これは瀬戸内海あるいは日本海の中海の干拓地、そういう干拓地もあるわけですが、そういうようななり県が持つとか、そういう公有にして、そうして農民の人に売るというのでなしに、これは貸すと、基盤整備も全部国がやる。国の費用でですね。そうしてやれば、医者のむすこでも、わしは百姓をやりたいと言えは、まあ医者のむすこは、ちょっとよくないのですけれども、サラリーマンのむすこでも百姓をやろうと思えは、まあ優秀な青年なら百姓もできるでしようが、現状ではなかなか百姓をやると言つても、土地を買うのに、ものすごく金がかかるから、なかなかできないわけですね、実際言えは、また開拓農家に入った人もあるいは干拓地に入った人たちも、その土地の購入の代金も払つていかなければならぬ。そういうことではだんだん借金ができる、そうして売らなければならぬ。そうすると、そういう売られた土地が、やはり土地を買うにしても、これはお金がかかるわけですかね。そういうわけで、やっぱり場合あるいは開拓農家に買われて、そうしてそこの規模が拡大していくならばいいわけですけれども、うまいぐあいに先ほどのように、ほかの干拓農家、あるいは国有にする、あるいは県有にする、そして農民には貸す。あるいはまた、開

拓農家が離農する場合に、農家に買い手がなければ、やつぱりこれは優良農地については、もう土地保有合理化法人等がどんどんこれは先買いでできると、そういうようにやっていく必要があるんじゃないかなと、そういう点はどうですか。

○政府委員(小沼勇君) 私から先にお答え申し上げますが、農地保有合理化法人を活用いたしまして、農地が売られる場合には、未然に保有合理化法人——県の公社でございますけれども、県の農地公社がそれを買い取るということは現在でも可能でございます。また、農業者年金等によりまして、離農農家の分を買うことができるわけでござりますが、今後、それを売り渡すということではなくて、貸し付けをするということにつきましては、これは一時的にやろうと思えばできます。しかし、そういう方式をしっかりと打ち立ててと、いうことになりますと、合理化法人の小作地所有といふことになりまして、農地法上の問題も出てまいります。しかし、その点はたいへん大事な問題でございますので、そういう点を含めまして、今後、十分ひとつ検討してまいりたいと、実はかなりいろいろ考えておるわけでございます。同様に、合理化法人に先買い権を与えるべきじゃないかと、これもなかなかむずかしい問題でございますけれども、やはり、今後、農林地につきまして——農地については、農地法の規制がござりますけれども、山林原野については、いまのところ、そういう所有権移転等についての規制がございません。そういう点では、普通にだれでも買えるという体制にありますので、それでは大事なところを開拓しようと思つてもできないということも出てくるおそれがございますので、何とかそれはひとつ先手を打つて先買い権というところまでいきませんが、先手を打つて合理化法人が先に買っておくと、いうことができないだろうかということで、現在も北海道などは六千ヘクタールほど買って、そこを国営で事業を開始するというふうなことをやっていますけれども、いずれにしましても、全國

的に今後の農用地開発の軸としてこの合理化法を活用してまいりたいと、うふうに考えております。先買い権を与えるかどうかと、いう点についておは、やはり今後のひとつの大事な検討事項ではなかつておるというふうに考えております。

○國務大臣（櫻内義雄君） 開拓地の実態を考えますときに、これがきわめて優良農地の要素を持つておるということは言うまでもございません。されば、開拓農民の皆さん御協力もさることながら、また、国費も相当注入しておる農地でございますから、これが散逸されて他の用途に使われるといふことは、私どもとしては好ましいものとは考へないのであります。したがいまして、農地法の適用を厳正にすると、また、農地保有合理化法の人や農業者年金を活用して、その農地を確保していくといふ諸政策を講じていいくのはもとよりござります。そして開拓農家の皆さんが當農の上に差しつかえのないようにつとめてまいりたい、このように開拓農地の実情については見ておるようなわけでござります。

○塩出啓典君 それから午前中にもちょっと問題になつておりましたが、いわゆる道路等補修事業ですね。これはいま、今日まで開拓における道路で市町村道に移管したものが五七%と、そういうふうなお話だつたんですけれども、そこでこういう基盤整備、生活環境——水とか、道路、そういうことは非常にやはり開拓地としては要望していふわけですね。これは今後やはりどうするのか、五十年までですか、これは開拓地として特別に補助率も高いわけで、これはやはり今後存続させられるのかどうか、これは存続すべきじゃないかと思ひます。

それともう一つは、先ほどお話をありましたように、非常にこの道路の補修は、全部開拓部落の舗装、修理は負担になつておるわけですね。ところが、その道を通る車というのは開拓とは関係のない車が通つたりして、特にダンプカーなんか、木材なんか重いやつがくると道路がものすごくしるむわけで、そのためには開拓農の人たちは非常に

なやつぱり負担になつてゐるわけですかとも、これは道理から考へてもちょっとおかしいと思ひますけれども、やはりこういう道路というのは、開拓農民以外の人が通らぬ道路であればいいわけですけれども、どんどんほかの人も通る。そうなると、当然やはり市道なり、町道、県道に昇格をすべきであると思うのですけれども、こういう問題についてはどうするのか、この二点について。

○政府委員(小沼勇君) 第一点でございますが、現在、四十六年から五カ年計画で事業費二百三十億円で一応計画を立て、それに基づきまして事業を実施しております。午前中にもお話をございましたが、今後いろいろ団体からの御要望もござりますので、それについては照会をいたしておりますが、この事業を進める過程でそういうところを漏れるということでございましたら、それについてはひとつまた積極的に対応してまいりたいと、かように考えております。

それから道路の補修の補助でございますけれども、これは大体三分の二の国庫補助になつておりますが、その残につきましては、ほとんどのところが県と市町村で負担をするというやり方になつております。これはまあ実態としてそうなつてゐるわけでござりますが、開拓農家が直接負担するというのではなくどんないというふうに聞いております。道路補修、非常に重要な仕事でございますので、今後この計画に従いまして進めてまいりたいと思いますが、さらに御要望もござしますので、今後の予算措置との関連を考慮いたしながら、ひとつ積極的に対応していかなければならぬというふうに考えております。

○塩出啓典君 いまの道路の補修には国と県で

農林省から、開拓道路の補修については開拓農民の負担は一切かけちやいかなど、三分の二を

国で出すなら、あと三分の一は県や市町村が出せ

と、そういうひとつ通達でも流してもらわぬと、

農林省では負担がないはずだといつても、實際は、県や市町村では農民が負担していなきやならぬ。そういう例があるわけですから、この点は別に県と市町村が負担しなければならないというのは、やつぱりいろいろ県によつて違ひがあるわけでしょう。鳥取県はどうなつていていますか。

○政府委員(小沼勇君) 鳥取県は地元の負担、農家直接の負担はない、ように伺っております。

○塩出啓典君 わかりました。そうするとあれですね。もし負担をしておるとすれば、それは県なり市町村がちよつとおかしい、そういうことになりますね、これは。よく調べてください。實際そぞういう開拓農民の人たちの苦情がそういうところにあるわけですから。それがいまのあなたのお話とはちょっと食い違ひがあるわけで、私も実際にどの程度の負担であるのかということは、まだ詳しく調査しておりませんけれども、そういうことはまだ調査いたしまして、農林省のほうにそういうのを報告しますから、農林省のほうからちゃんととやつぱり実態を調べて、問題は、そういう負担がないようになればいいんじゃないかと思うんですけどね。

○政府委員(小沼勇君) 調べてみますが、私どもいま承知しているところでは、ほとんどもう全部国、県、市町村で負担している状況であるといふふうに聞いております。おそらく県によって若干の差異があるかもしれませんけれども、大体道路補修、飲用水の施設等については非常に希望が多いといつていますが、現地の要望が強い状況になつておりますが、そのこともまた何といいますか、負担との関連もあるかとも思いますが、国、県、市町村ではほとんど全額みていけるといふことと関連する

事業を計画に従いまして、ひとつ強力に進めてまいりたいと思います。いずれにしましても、たいへん大事な仕事でござりますので、今後の開拓地の開発のために、この道路補修の事業、飲用水の事業を計画に従いまして、ひとつ強力に進めてまいりたい、かように考えております。

○塩出啓典君 補修といつても、ちょっとダンブ

が通つて道がいたんだ、結局それは、市町村道で

あれば、市役所へ行けば、ぱつと直しにくるわけだけれどもね。そうでないと、農民がやらなければならぬのですか。結局それは農民の負担でしょ、午前中詳しく述べたように。だから、大きいたんで予算組んで直すとか、舗装するとか、そういうのは負担がないかもしれぬけれども、ちょっととしたこまごましたやつに負担があるといふことです。

○政府委員(小沼勇君) 採択の基準でございまして、国営地区より小さい地区は、五百メートル以上という地域での範囲をとつております。そういうことでござりますので、個別にばらばらと、いま御指摘のよう、路肩がいたんだというふうなものについて、みているわけはございません。やはりかなり大きく傾斜を直したり、あるいは全面的に砂利を敷いて固めるとか、いろいろこういふ補修事業がござりますので、そういうものを採択しているわけでござります。

○塩出啓典君 じゃ最後に。だから結局そういう大きな工事はいいんですけれども、やつぱり小さい工事でも、国の予算からみれば小さいかもしぬけれども、負担する農家からみれば、確かにならぬわけで、そういうのは、やつぱりなくすると、いうことが開拓農民、開拓農家の発展に必要じゃないか。これは足鹿先生も午前中質問したが、それと同じ趣旨じゃないかと思うんですけれどもね。そういう点をひとつ今後検討してもらいたいと思うんです。

○政府委員(小沼勇君) 一般に農道補修のそういう小さいものについてどう扱うかということでお

ります。

米国政府は、前記発表に際し、次の説明を加えています。

(一) 今回の大豆の輸出規制措置は、本年の大豆の収穫が行なわれるまで、大豆の需給が非常に逼迫していることにかんがみ行なうものであり、収穫期以降、この規制措置が必要かどうかについては、とりし、今後の輸出可能量及びその輸出割り当ての方法については七月二日までにアナウンスする旨、発表しました。

それからこれに対して説明が加わっておりま

りますことござりますので、全文を御紹介申し上げます。

米国政府は、六月二十七日午後五時（日本時間二十八日午前六時）現在で、大豆及びその製品、綿実及びその製品について、一九六九年の輸出管理法に基づき、輸出を一時停止（その時点までに船積み及びはしけ積みをしたものを除く）することとし、今後の輸出可能量及びその輸出割り当ての方法については七月二日までにアナウンスする旨、発表しました。

それからこれに対し

て説明が加わっております。

米国政府は、前記発表に際し、次の説明を加えています。

(一) 今回の大豆の輸出規制措置は、本年の大豆の収穫が行なわれるまで、大豆の需給が非常に逼迫していることにかんがみ行なうものであり、収穫期以降、この規制措置が必要かどうかについては、

対象品目の詳細を申し上げます。大豆かす、ミ

ル、大豆、大豆油（クルード）、大豆サラダ油、精製油、大豆油（クルード）とござりますが、もう一つ大豆油カッコ付きのものがございましたが、その後公電が入ったのか。また、よ

り正確な情報が入ったのかどうか。また、私ども聞いたところによりますと、アメリカ側では、物価動向を見ながらトウモロコシについても考えるというふうなことを言つてゐるようでありますけれども、このトウモロコシの問題については、どういうふうな情報を得ておられるのか、その辺についてまずお聞きしたいと思ひます。

は、やはり小さいものは切り捨てていく、離農促進をするということになるんであって、自然に出来ないから出していくといふんではなくて、政策上そういうふうな離農に追い込んでいくという、そういうことになるんじやないかと私は思うんです。で、開拓農家の場合、確かに一戸当たりの経営面積は大きくなっています。昭和三十五年には二・四二ヘクタールであります。四十六年には三・三五ヘクタール、四割近く拡大していますが、しかし、これにいたしましても、農家所得に占める農業外所得の割合といふのは、減るんじやなくて、やっぱりふえております。農外所得、これははいただいた資料にも出ております。四十四年から四十六年の三年間だけでも、約二倍に農外所得の比率といふのは高くなつておる。こういうふうに見ますと、やはり、專業農家を育成していくんだという、そして規模拡大をしていけば開拓農家はうまくいくんだというお考えですけれども、この考え方は、いま言つたような、所得の、農業所得と農外所得の比率を検討してみますと、やはりそんなに単純に結論は出でてこないんじやないかと私は思いますが、この問題についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(小沼勇君) 経営規模の拡大は望ましいわけでございまして、先ほど来、離農農家のかなりの部分が、その農地が残つた開拓農家に配分をされているということですが、それも一つの規模拡大に役立つものであろうと思います。今後も、本格的な專業的農業經營ということになりますと、相当規模の面積を要することが考えられままでの、その点では、農用地造成等をはかりながら、規模拡大に資していく必要があるかと、かように考えております。

御指摘の、農外所得の面でございますが、これは、農家経済調査を見ましても、全般的に、日本の場合、農外所得の割合があえてきております。そのことだけで、專業農家でないといふうにならなか断定し得ない面がございます。といいます

のは、農家経済調査等でやつておりますような調査では、家族の一員がどこかにつとめていれば、あるいは他の就業機会があれば、それで農外所得が出てくるわけでござりますし、その中身を洗つてみないと十分わからない面もございますが、農外所得のとり方が、家族の構成の中でどうなつてゐるかという点をよく把握しなければいけないであらうというふうに思つております。ただ、方向をいたしましては、やはり農業で十分採算がとれ、普通の他産業従事者に比べて劣らない、そういう形で農業を進めていくことが望ましいわけですがございまして、そういうものに一番近いところにあるというのが、先ほど、四四%の専業農家群であろうというふうに思われるわけでござります。今後も、その点ではやはり、規模拡大の軸にして開拓農家についても発展を助成していくことを、かように考えておるわけでございます。

○政府委員(小沼勇君) 確かに、「年次報告」ではいまの御指摘のよう、専業的農家の農家総所得の面では所得格差があるということが指摘をされております。専業農家で、本来であれば農業だけではなくて十分やっていけるということが望ましいと、いうふうに考えられるわけでございまして、開拓農家につきましても、その点で、専業的に大きくなるうかと思います。そういう場合に、兼業所得を含めて農家として安定をはかるという道もあるうかと思ひます。先ほども出ましたか、地域によってまた条件がかなり違うだろうというふうに考えられますけれども、やはり基本は、専業的に大きくなるということが大事であるというふうに思ひます。地域によっては、兼業を含めて安定する、そういう階層もあることは事実でございますが、方向としては、やはり専業として大きくなる、それによつて十分農業だけでやっていけるということを基本線に考えておく必要があるということでござります。

体一戸あたり一千万円から二千万円の借金を持つてゐる。これが普通だといふうに、二、三十人集まつた酪農家の方々が言つておられました。別海町へ行ってみましたが、ある開拓農家では借金で買った牛を借金返済のために売つてしまつた。こういうまことに矛盾した状態が方々にあるのですね。

そこで、やはりこういう北海道の問題で少しお聞きしますけれども、たとえば北海道の開拓酪農民が大体平均してどのくらい負債を持っておられるのか。そして何頭くらいの牛を飼えば、これは乳牛ですね、借金が返される見通しが立つのか。そういう指標をお持ちであればひとついただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員（小沼勇君） 北海道の負債対策については、自作農維持資金等で特別の措置を講ずる予定でございます。

開拓農家の経営規模として、北海道では地域別に當農類型をつくりまして、そこでこの振興策をはかっているわけでございまして、漸次規模も大きくなってきておるというふうに聞いておりますが、たとえばでございますが、今度根室中部で国営事業でやる場合には、これは大体今後の目標といたしましては五十ヘクタール、五十頭というのが一つの目標になつております。が、そのそれぞれの地域によってかなり違うことだと思いますが、自立農家の當農の標準的な指標の面から見ますと、經營規模では草地で大体三十ヘクタール、経産牛で四十頭ぐらいであろうかということも指標としては出されております。今後の經營としては、そういうふうに伸ばしていくことが必要であろうかと思いますが、四十五年の酪農家の農家経営で見ますと、耕地で北海道は四・七ヘクタール、それから採草地で五・七ヘクタールという状況でございまして、搾乳牛で十一頭というのが一応平均ということになつております。農家経済調査でそういうことが出ておりますが、今後こういう酪農家の実態を踏まえて、先ほど申しましたような方向に向かつて進めていく必要があるだろう、かよ

うに考えております。

なお、先ほど申しましたように、北海道の負債対策については別途特別の措置を講ずるよう考へているわけでございます。

○塚田大願君 いまおっしゃったいろいろな指標がございます。自立經營の標準的な指標によれば四十頭、草地三十ヘクタールというふうなお話をございました。五十頭というお話も出ましたが、しかし、農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農林省としては大体それだけの規模拡大をやれば、いま持っている一千万ないしは二千円といふ借金が返していけるというふうにお聞きました。五十九頭といふ話も出ましたが、

農家も、かなりが開拓農家でございますが、非常に確立してきており、安定してきているというふうに見ているわけでございます。

○塚田大願君 農林省は固定化負債が減っている

と言われました。借金が多いのが問題ではなくて、

固定化はどのくらいあるかということが問題なん

だというふうな観点のようでありますけれども、しかし、この固定化負債というものは減ったと少しでも、これはやはり整理の結果であって、たとえば牛を売ったり、土地を売ったりして、つまり生産基盤を犠牲にしているというふうな形での固定化負債の減少ということであれば、私は全くこれは意味がないことではないかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(小沼勇君) 御指摘のとおり、資産を処理して経営を縮小するような形で固定化負債を処理しているのであれば、これは問題であるといふふうに思いますし、その点では御指摘のとおりでございます。しかし、午前にも申し上げました

が、現在開拓農家約九万六千戸の負債の状況は一千億円といふことになりますが、その中で延滞額は十八億円といふことでございまして、この固定化負債については大幅に減少してきている。まあ、これは個別の農家といいますよりも、むしろ政府として特別措置を講じてきたことが大きく影響をしていると、かのように思うわけでございます。が、

今後この負債の整理についてはひとつさらに点検をしてまいりたいと、かように考えているわけでございます。

○塚田大願君 負債の問題は、先ほどから大臣も総点検をして対処するというお話をございましたし、いまも特別の対策を考えておるというお話でございましたが、私は、負債の返済につきましては、とにかく苦労してここまで開拓されたことな

どありますと、やはり非常に北海道の農業も改善され、本装備をしていない場合には、先ほど言いました

ような指標によりますと十分返済が可能であるといふうに考えております。以前マル寒対策等をやりました時期から現在に至つては、その点で年々の生産によって収益を上げ返済していくことになるわけでございまして、大体過剰な資本装備をしていない場合には、先ほど言いました

少なくなっています。したがいまして、回転しているといいますか、普通の返済すべき借り入れ金はかなりあると思いませんけれども、それは当然

ます。全国的に見ましても、固定化負債は非常に少なくなっています。したがいまして、回転しているといいますか、普通の返済すべき借り入れ金はかなりあると思いませんけれども、それは当然

がお見えになりましたので、この問題お聞きしてよろしくうござりますね、——それで次に入りますから。

大臣いらっしゃらない間にいろいろ質問いたしました。いま最後の負債の問題で最後の質問を申上げているわけです。つまり、負債の問題は、大臣もおっしゃったように、総点検をして特別な措置を講じたいとおっしゃった。私は前向きの答弁だというふうに受け取つておるわけですが、ぜひこの点では、償還条件の緩和など特別な思い切った措置を講じていただきたい、このことをお願いしてこの質問は一応打ち切りたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 午前中以来足鹿委員、佐藤委員、また、ただいまこうやって御質問をちょうだいしておるわけですが、最初にちよつとお断りを申し上げますが、先ほど塚田委員にお

答え申し上げるときに不明な点があるということを申し上げましたが、それは、大豆油におきましては、大豆油(水素添加したもの)——どういうものか存じませんが、それから綿実油のほうの、わかりかねると申し上げたのも(水素添加したもの)でございます。

○塚田大願君 農林省に対する協議があつたのかどうかといふ問題であります。と申しますのは、去る五月二十三日、スタイン米大統領経済諮問委員長が、上・下両院合同経済委員会の公聴会で、すでにこの問題について発言をしておるわけであります。このことについては、当時の新聞に報道されておりま

す。穀物などの輸出禁止措置もあり得るという趣

旨の発言をしているのでござりますから、私は、この時点で当然政府との協議があつてしかるべきではなかつたのか。また、日本の政府としても、

当然、アメリカに対し協議を申し込むべきではなかつたかと思うのでござりますが、その点はさしあげて、いま最後の負債の問題で最後の質問を申上げているわけです。つまり、負債の問題は、大臣もおっしゃったように、総点検をして特別な措置を講じたいとおっしゃった。私は前向きの答弁だというふうに受け取つておるわけですが、ぜひこの点では、償還条件の緩和など特別な思い切った措置を講じていただきたい、このことをお願いしてこの質問は一応打ち切りたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 午前中以来足鹿委員、佐藤委員、また、ただいまこうやって御質問をちょうだいしておるわけですが、最初にちよつとお断りを申し上げますが、先ほど塚田委員にお

答え申し上げるときに不明な点があるということを申し上げましたが、それは、大豆油におきましては、大豆油(水素添加したもの)——どういうものか存じませんが、それから綿実油のほうの、わかりかねると申し上げたのも(水素添加したもの)でございます。

○塚田大願君 農林省は固定化負債が減っている

由を申し入れましたが、外務省としては、とりあえず鶴見審議官がインガソル米大使に会い、日本側の抗議を申し入れたと承っております。

以上お答え申し上げます。

○塚田大顧君 私がお聞きしたかったのは、五月二十五日に、すでに一ヶ月以前でありますけれども、この時点ですでにそういう動きがあった、その後のときに農林省はどういう態度をとったかということをお聞きしたかったわけあります。新聞に出たところによりますと、当時は、農林省は、たしかにこの問題について楽観をしておつたといふうに見えるのであります。たとえばここでは、この新聞の報道によりますと、これは農業新聞でありますか、いまのようなこういうスタンスで統領経済諮問委員長が穀物や牛乳を輸出禁止する可能性がないとはいえないと発言したことについて、農林省では、金融措置をとることは米国にとって対外的に不利になることは明らかである、米国として輸出禁止に踏み切ることはできないだらう。こういうふうに見ておられたようではありますし、さらに輸出禁止は米国がとつてきただ貿易政策と各国に対する発言と矛盾するとも言っておられたようであります。ところが、今度はこういう措置がはつきりしたわけでございますが、こういう態度を農林省はどういうふうに反省されておるのか、またこういうふうに見ておられなかつたのかどうかわかりませんが、もしそうだとすれば、いまでもアメリカの貿易政策とは矛盾すると、こういうふうにお考えなのか、その辺もう一つお聞きしたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) これは申し上げるまでもございませんが、ニクソン声明の内容あるいは國務省筋の説明等を通じまして六月十三日までの契約については、これを履行する趣旨の明白な言辞があつたわけでございます。また、日本大使館を通じての確認の上におきましても、直ちにそういう措置を講ずるような傾向が認められませんであります。特に、塚田委員は御承知のように、声明によりますれば、議会に対して権限を付与してもら

う、そういう措置をとるんだ。しかも、その措置については、これは関係国に対してすでに契約をしておるものについては影響を与えないんだ、こいつは御丁寧な、声明もそうであるが、また説明もいま申し上げたようなことでござりますし、なお、日本大使館を通じての諸情報からみても、今回のよろな措置は予想もせられなかつたのであります。

そこで少しく御説明を申し上げておく必要があると思うであります。午前中にも申し上げましたように、今回の措置の背景は当時の声明にもござりまするよう、二十日まで契約の状況の報告を受ける、こういうことになつております。

そうしてその報告を受けた結果がおそらく米政府の予想をはるかに上回る契約の実情にある。こういうことがひとつアメリカ側の問題であつたんではないかと想像をするのであります。

もう一つ、この際申し上げておきたいと思いま

〔賛成者挙手〕 「賛成者挙手」 総員挙手と認めます。

よって本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの可決された開拓融資保証法の廃止に

関する法律案に対する附帯決議案が先ほどの理事

会においてまとめておりますので、便宜私から

提案いたします。案文を朗読いたします。

開拓融資保証法の廃止に関する法律案に対

する附帯決議(案)

政府は、わが国農業の直面している厳しい諸

情勢にかんがみ、食糧の国内自給度の向上とそ

の安定的供給を確保するため、農用地の積極的

拡大等各般の施策の充実強化に努めるととも

に、本法の施行にあたつては、統合の円滑な推

進を図るため、都道府県ならびに開拓融資保証

協会、農業信用基金協会および農業信用保険協

会等の関係団体を十分指導し、特に、統合後も

開拓融資保証制度の長所を生かす等、統合が開

拓者にとって不利益とならないよう十分配慮

し、また、開拓行政の一般農政への移行にあた

つては開拓事業の完全実施を図るよう左記事項

に留意して、遺憾なきを期すべきである。

以上であります。

それでは本附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴井善彰君) 総員挙手と認めます。

よって本附帯決議案は、全会一致をもつて本委員

会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に對し、櫻内農林大臣から

発言を求められておりますので、この際これを許

します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議に

つきましては、十分その趣旨を尊重いたしまして

努力をいたします。

○委員長(鶴井善彰君) なお審査報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと

存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(鶴井善彰君) 御異議ないものと認め、

図ること。

三、統合に當つては、開拓融資保証協会において事前に所要の代位弁済、不良求償権の償却を適切に行なうよう措置すること。

四、開拓地における開拓者に対する資金融通をより一層円滑にするため、金利、保証限度額、保証決定の審査、融資保険の運用等、融資

保証業務の実施方法について配慮すること。

五、開拓営農のすぐれた特性を生かす上で、開拓者に対する賛否を明らかにしてお述べを願います――別に御発言もないようですかより採決を行ないます。

開拓融資保証法の廃止に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 「賛成者挙手」 総員挙手と認めます。

よって本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの可決された開拓融資保証法の廃止に

関する法律案に対する附帯決議案が先ほどの理事

会においてまとめておりますので、便宜私から

提案いたします。案文を朗読いたします。

開拓融資保証法の廃止に関する法律案に対

する附帯決議(案)

政府は、わが国農業の直面している厳しい諸

情勢にかんがみ、食糧の国内自給度の向上とそ

の安定的供給を確保するため、農用地の積極的

拡大等各般の施策の充実強化に努めるととも

に、本法の施行にあたつては、統合の円滑な推

進を図るため、都道府県ならびに開拓融資保証

協会、農業信用基金協会および農業信用保険協

会等の関係団体を十分指導し、特に、統合後も

開拓融資保証制度の長所を生かす等、統合が開

拓者にとって不利益とならないよう十分配慮

し、また、開拓行政の一般農政への移行にあた

つては開拓事業の完全実施を図るよう左記事項

に留意して、遺憾なきを期すべきである。

以上であります。

それでは本附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴井善彰君) 総員挙手と認めます。

よって本附帯決議案は、全会一致をもつて本委員

会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に對し、櫻内農林大臣から

発言を求められておりますので、この際これを許

します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議に

つきましては、十分その趣旨を尊重いたしまして

努力をいたします。

○委員長(鶴井善彰君) なお審査報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと

存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(鶴井善彰君) 御異議ないものと認め、

あります

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第二に、信用事業を行なう漁業協同組合及び水産加工業協同組合が、新たに手形の割り引きをすることができるようになるといたしております。

第三に、信用事業を行なう漁業協同組合 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会が、新たに農林中央金庫等の業務を代理をすることが、できるようになります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議のうえ、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(鶴井善彰君) 三案の補足説明は、本日の会議録に掲載することにいたしまして、これを省略いたしたいと思います。御異議ございませんか。

いま大臣が提案理由の説明をなさったとおりこの法案改正の骨子は、いわゆる各組合が、外國為替取引ができるようになること。あるいは第二点として、手形の割り引き、あるいは業務の代行など、主として信用機能の強化ということに尽きると思います。前々からこの法案の提案を承知いたしておりましたので、私、地元の県農業協同組合連合会をたずねました。最高幹部の人に会いながら、こうした法案が出るようだが、あなた方はどう考えるかという意見を聽取したわけですが、ときたまたま、そのときに四十六年度の事業報告並びに四十七年度の事業計画書をもらっております。その中で、ときたまたま資料の中に、富山県の各漁港を出発する船が、北は花咲あるいは気仙沼あるいは三崎、南は高知、各漁港に立ち寄って油を供給してもらうというようになります。この案の提案についても、私はまだおそきに過ぎたんじやないかというデータ等が出ておりますので、いま大臣がおっしゃった広域化、多様化、そうしたことの裏づけにもなるように思います。この案の提案について

感じすら実は持つておるわけです。そこで、第一点として質問をしたいのは、昭和四十四年の六月二十六日に公布された法五十二号。それは漁業近代化資金であります。この法案も私も委員の一人として審議に実は参加したわけですが、すでにまる四年を経過いたしております。その近代化資金が運用されて、当時の提案どおり漁業の振興あるいは近代化、そうした面で活用されているだろうと想像はするのであります。その実態はなかなか説明しにくいだろうと思ひますけれども、活用の状況について御報告をいただきたい。とりわけ、その報告の中身としては、第一点として漁業の近代化なりあるいは機械化なり漁船の大型化等々の積極的な前進面と、いま一つは、またさほどないあるいは消極的な面にこれが補完的な任務を果たしている場合も想像できるわけでありますから、できれば、その二つを分けて計数等もあればそろえて答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣（櫻内義雄君）　総括的にひとまずお答
えを申し上げて、長官のほうからできれば補足す
るよういたします。

昭和四十四年に発足して以来、漁業者等の資本装備の高度化と経営の近代化に寄与するとともに、漁協系統信用事業の育成強化に大いに貢献してまいりたと思うのであります。それを数字的に

見まするに、四十七年度の貸し付け実績は四百十
六億三千七百万円でありまして、四十六年度の貸
し付け実績の三百五億百万円に対し三六・五%
の伸び率となつておりますので、相当活発に利
用されておると思うのであります。また、四十八
年度におきましては、融資ワク五百五十億円、ま
た貸し付け金利にいたしましても〇・五%の引き
下げをいたしまして、おもなるものは年五・五%
の金利ということにいたしておりますわけございま
すから、さらに一そうちの利用度は高まつてい
くものと、このようにも思つてあります。

お尋ねの、いわばデメリットと申しましようか、
そういう面につきましては、私十分承知しており
ませんので、長官のほうから御説明申し上げさせ
ます。

○政府委員(荒勝巖君) 漁業近代化資金金融制度は、非常に漁協系統の、いわゆる系統資金の活用ということで、長期かつ低利の施設資金を円滑に融通するという制度でありまして、これにつきましても、

しては、四十四年に発足して以来、非常に資本裝備等の高度化と經營の近代化には大いに寄与しておりまして、私たちの考えるところでは、先ほど大臣が答弁されましたように、非常にまた融資率といいますか、実効も高い実効でございまして、単なるワクだけでなく実効も高い、というふうに考えておりまして、デメリットといふうなことにつきましてはどうも非常にお答えしにくいのですが、さらく大臣からお答えいたしました。さらに大臣からお答えいたしましたように、ことしから金利をさらに〇・五%下げるということで、たとえばいままで一号資金の二十トン未満の漁船につきましては六分でありましたものを五分五厘というふうに引き下げましたし、

それからさらに漁場の改良造成用の機具等につきましても、六分を五分五厘に下げ、あるいは漁具につきましても六分を五分五厘に下げるというよ

うなことで、全般として下げましたので、今後さらに活発にこういう資金需要は旺盛になってくるのではなかろうかと、こういうふうに考えておる次第でござります。

○杉原一雄君 施行令によりますと、まだ償還期限に到達しているものはないようにも思われるわけですが、最低二年ないし三年というわけであります。まあ最高が十二年ですか、そういうわけでございしますので、まあいまのところは焦げつきとか、そういう問題はおそらくないと思しますけれども、その間運用面で、あるいは不当なこと、不正なこと、そうした問題等がないことを期待するわけですが、実際は、ないですか、どうですか。

○政府委員(荒勝巖君) 先ほど来申し上げましたように、非常に活発に融資は行なわれておりますが、ただいままでの段階で、私たちの耳に県段階から非常に不当な融資であるというふうな報告も何ら接しておりませんし、また、会計検査院の指摘事項にも何ら該当いたしておりませんので、こ

れにつきましては非常に良好に推移しておるのではなかろうか、こういうふうに考えておる次第でござります。

れたいと思いますが、第一点は、あえて改正しなければならない客観的ないわゆる魚、漁業の問題についての若干の情勢分析をお伺いしたいと思うわけです。

先ほど大臣が提案の中できわめて簡単に骨組みをお述べになつたと思うのですが、その点についてもう少し突っ込んで、いわゆる漁場の拡大なり機械化なり大型化等の問題があると思いますが、そうした大型化がこうなつたというだけでなしに、たとえば大型化をしなければならないような必然性の問題と客観的な情勢の分析をお伺いしたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) 先般、この委員会で漁港

の整備計画の際にも御審議いただきましたように、非常に沿岸におきますこの漁業の発展は遂次安定的に進んでおりまして、特にその生産基盤であります漁港の整備が要望されているわけであります。で、漁港さえ整備すれば、あと漁船の大型化も、あるいはその数につきましても十分に活用できるということで、第五次漁港整備計画の要望が非常に強うございましたので、それに政府といたしましては対応したつもりでございますが、その基本的な背景といたしましては、やはりこの生産を上げるために、そういった漁港の整備が行なわれなければならぬということが基本的であります。ですが、さらにそれと同様に、漁業が振興いたしますれば進むほど漁協の経営も大型化していく。大型の水揚げ基地ができると漁協もそれ相応に大型化いたしまして、さらに加工も進んでいくというようなことから、経営の規模の拡大ということが当然に要望されますとともに、現在におきます一つの経済社会の風潮といたしまして、遠隔地で水揚げした漁獲物代金の送金とか、あるいは遠隔地からのひき荷の代金の決済とか、漁船乗組員または漁村の出かせぎ者の家元への送金等、また手形取引に伴う代金の取り立てと、こういった為替あるいは手形の取引と、いうことが非常に重要視されてきているわけでござります。さらにこういったきびしい取引の過程におきまして、この系統機関の代表であります農林中央金庫の貸し付け等につきまして、また末端の漁協に対しまして貸し付けを行なう必要もあるということが非常に要望されで、それにこたえまして、こういった為替あるいは手形の取引と、いうことが非常に重要視されてきているわけでござります。さらにこういったきびしい取引の過程におきまして、この系統機関の代表であります農林中央金庫の貸し付け等につきまして、また末端の漁協に対しまして貸し付けをして、こういった全般的な法律の改正に踏み切つた次第でござります。

すがね。いま私の手元にある。これは北陸農政局の富山統計情報事務所から毎週私らのところに送つてくるわけですが、漁船は十トン以上の増加率が目立つ。これは四十七年度の漁業形態調査結果の概要でありますが、こうしたものを見ますと、あるいは動力、無動力の船が非常にいわゆる激減をした。それから逆に、十トン、あるいは二十トン、三十トン、そして百ないし一千トンの船がどんどんふえてきた。こういう報告を実は受けていますので、全国的な視野に立つて——大体沿岸の魚族、魚がだんだんと少なくなつてくる。なかんずく公害の問題で魚が痛めつけられる。だから沖へ出る。そういうこととの関係において漁業の形態が大型化してくるといったようなことをより具体的に書いてあるというのならそれをお示しいたくことでもけつこうだと思うんです。

ただここで、それはあとで見ておきなさいといふのでなくして、大体のその動向、しかもそうあらしめているものは、国内的にはあるいは公害なり、沿岸漁業が、だんだんと魚が少なくなる。少なくなるには、それなりの理由がある。それで船足をずっと伸ばしていかなければならない。そうすると、伸ばせば今度は領海の問題でひつかつてくる。さまざまの問題がぼくは出てくると思ひますので、そうした実態をやはり大づかみに、からさまに出していたくことが、漁業行政をわれわれがこれから分析、判断をする場合の一つの大きな手がかりになるという意味で、私は大づかみに客観的情勢の分析と、こう言つたわけですので、長官のほうで要約して、わかるように御説明をいただきたい。

○政府委員(荒勝義郎) 御存じのように、国民の食生活におしまして魚の占めます比率は非常に高くなりまして、やはり依然として魚は国民の重要な常食の一つになつておるわけでございます。大

体ことし、四十七年度でござりますが、約一千七
万トンの漁獲量を日本では総生産をいたしており
まして、国民に動物性たん白質として約五二%の
比率で潤している次第でございます。ところがそ
の約一千万トンをこえる部分のうちでございます
が、いわゆる沿岸漁業という漁業でとります漁獲
物が約二百五十万トン前後で、これは多少む
しろ最近は微減の方向をたどつておる次第でござ
います。また他方、沿岸から沖合いへと、沖合い
からさらに遠洋へといふうに、戦後一貫して
とつてまいりました水産政策、並びに水産業の動
向の中で、遠洋の占める比率が非常に高くなつて
きております。

特に大型マグロ等につきましては、資源的にあ
る程度限界に近づきつつあるんではなかろうかと
いうのが国際的な評価でございますが、この日本
のすぐ近辺でござりますが、北洋におきます漁業
資源につきまして相当豊富であったといきさ
つもありまして、特にスケソウタラを中心といた
しまして非常に年々増加いたしまりまして、
この北洋タラが日本に持ち込まれ、それがすり身
という形になりまして、かまぼこ等、あるいは
フィッシュソーセージという形で相当大量に消化
されまして、国民の食卓に供給されているような
形になつております。どちらかといいますと沿
岸の漁業は資源的にもおむね限界といふうに
考えておりまして、国際的な遠洋漁業の漁場で最
近急速に漁獲物が伸びてきておる、こういうふう
に御理解願いたいというふうに思つておる次第で
ござります。

○杉原一雄君　ただ、いまの説明の中で若干気が
かりになるのは、沖合いに伸びるということはよ
り積極的な前進面ですから、それなりに理解しよ
うと思いますが、沿岸の漁業が資源的に限界がき
ている。とり尽くして魚がおらなくなつたんじや
なくつて、先ほどずっと触れましたように、岸に
魚がおれなくなつて沖へ沖へと退却していくとい
う問題等、また公害等のために死滅をするとい
うような問題等もあるよう私に想定します。その

辺は率直にお認めいただけるかどうか。結果的に、そのことに対する対応策がまたあとで公害問題等にからんでくるわけですが、その辺のところはどういうふうに御理解しておられますか。

○政府委員(荒勝巖君) 沿岸魚が多少停滞もしくは微減と申し上げたわけでございますが、私たちの水産庁の研究者等の見解等によりますと、資源的にはむしろここへきて今後回復の傾向があるというふうに考えておる次第でございます。これにつきましては、非常にまだいろいろ御異論もあることと思いますが、むしろ資源的には回復の微候があるということをございまして、その大きな理由といたしましては、水産庁の研究者の見解でございますが、一つの海況変化というものが認められるということをございます。

その特徴的な点としましては、最近十年ほどの間、イワシが、日本の近海から姿を消しておりましたものが非常に最近ふえてきておると。たとえば私たちの最近の感じでも、銚子を中心とするマサニイワシが非常にふえてきましたが、どちらかといふと、生産制限的な、水揚げを制限せざるを得ないようなことになりつつあるというふうなこと、あるいは、まあ多少サンマも、過去二、三年前までは非常に減つてしまりましたが、サンマ等につきましても今後とれる傾向が出てきておるというのが、この研究者の間の一つの見解でございます。

それからまた瀬戸内につきましても、非常にああいうふうに公害等が発生しておる中でも、カタクチイワシ等は非常に、またあるいはコウナゴといふふうなまあ下魚といいますか、むしろ煮干しにしておったような魚が非常にふえてきておるというふうに理解している次第でございます。

しかしながら、御存じのように、国民の所得の増大あるいは嗜好の変化というようなことで、こいつたいわゆる下魚というものに対しまする需要が非常に減ってきておりまして、ふだん非常にイワシが要望されながらも、実際市場にこの銚子のイワシを出しましても、どうも引き取ってもらえない。これは公害とおよそ関係のないイワシ

でござりますが、どうもあまり引き取ってもらえないといふようなこともありますて、むしろ私たちの見方では、今後沿岸漁業というものは、公害防止というものを徹底的にやりながらも、これにつきましてはなおひとつの中級魚といふものに切りかえていかなければならぬ。何が高級魚で何が下級魚かということにつきましても多少の見解の相違はあると思いますが、極力いわゆるエビとかハマチとかあるいはタイとかといふな非常に需要の旺盛な高級魚に切りかえていかなければならぬのではなくらうかと、こういうふうに考えまして、そういった方向でわれわれとしましては沿岸漁業の振興に今後努力してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○杉原一雄君　はしなくも長官がいま申された下魚あるいは沿岸漁業の問題でされども、私の県の富山湾におきましてもカワハギといふ魚がござります。これが一月、二月には昨年を上回るような水揚げがあつた。昨年は二千三百六十トンであります。これがまた、それを上回るような水揚げ、とうよりもう逆になぎさに捨てるというような事態も実は生まれているわけです。こうした現象と、先般二十五日に指定いたいた富山湾の地先において、魚はあぶないと、いうような危険地域指定の問題とのからみ合いは、後ほどまたあらためて質問をしようと思ひますが、ただいまそうした動向もあることもこれはいなめない現実でござりますので、いまの長官の報告とあわせて、そうした資料を——これは北陸農政局からきてると思ひます。この点十分点検していただき、私もいろいろとなりに、どうしてそんなに記録的なカワハギがやってきたんだらうということを漁師に聞いてもまだわかりません。非常にこれはひとつのおもしろい現象ではないか。潮の流れの問題か、大気の気温の問題かその辺はわかりません。こういう事実も、実はここにありますことを申し添えておきたいと思います。

次に、客観的な問題の分析は一応それほどにいたしまして、いわゆる漁業水産協同組合、漁協自

身がこうした法の改正を望んでいるという、また農林省当局が改正すべきであるという決断に立つたいわゆる主体的な条件というのは何だろう。先ほど広域化、多様化の問題等もあつたりして、いまだ大臣も提案したとおりの方向で進むんだと、こういうことでありましたから、そのことをいまござり、そういう問題がひつかかってまいりますから、これ以上お答えをいただこうとは思いません。そこで次の問題ですね。そうした任務を背負つていくとするときには、漁協の規模なり機能力など、いろいろな問題がひつかかってまいりますから、ここであらためてお尋ねしたいのは昭和四十二年ですか、漁業協同組合合併助成法が成立して施行されているわけですが、

〔委員長退席、理事初村瀧一郎君着席〕

その後漁協が大型化し合併して、きわめてこうしてひとつ大きな機能を果たし得るような体質の強いものになつてはいるのかどうか。そうじゃなくてひよわな小さな組合等が私の目ではあると思うのです。そうした問題等を大づかみに見て、全国的に。皆さんに期待するような漁協に育つてあるかどうか、育っていない分があるとするならば、こうした分に対してもどういう助成、補強をやつていいかということなどが、こうした任務を与える場合に、かなり大きな問題ではないか。そのような意味における漁協の力と申しますが、大きさ、大、中、小こくしたものに対する検討、分析はどうなつてているのか、それをお聞きしたいと思います。

○政府委員(荒勝巖君) 農協等のほうは、最近の経済を反映いたしまして、非常に強力な経済力を背景といたしまして、預貯金也非常に増大しているやに聞き及んでおる次第でございますが、それについてまして、漁業協同組合は、農協等に比べますとやはり体質的に非常に小さいんではなかろうか、こういうふうに考えておりまして、信用事業等につきましても、貯金残高の平均が一億六千円前後、また販元事業の取り扱い高でも一漁港当たり三億一千万円程度と、農協に比べますと小ささいというふうに御理解願いたいと思うわけでござ

します。また、一組合の平均職員在籍数が九・四人といふようなことで、非常に農協等を訪問された目でごらんになりますと、小さいんでありますから、これは基本的にはやはり沿岸漁業の体質の弱さということも反映せざるを得ないと思ひますし、また農協のようにも得るべき土地代金の收入といた魚の販売代金だけが一つの経済事業であり、また貯金事業というふうになつてまいりますので、そういうた経済的な背景が相当、実質的にはそういうふうなものがなくて、あくまでみずからどういった経営規模が小さいことになると思います。私たちといたしまして、一応の平均規模、努力目標といいますか、さしあたり、いい漁協といふものは貯金の平均残高が三億円くらいというのを一つのメルクマールといたしまして、この指導をしてまいりたい、こう思います。

○政府委員(荒勝巖君) この沿岸漁業におきます一つのこれは実態だと思いますが、非常に特徴的な問題といたしましては、漁業権、いわゆる協同漁業権といいますか、漁業権を、この水産の漁業協同組合が一応持っているということでござります。その一つの漁業権を管理しておりますけれども、協同組合を合併するに際しまして、その漁業権の管理をめぐりまして、それを、漁業権まで合併するのか、従来どおりの協同漁業権という形で、一種の集落単位でやつていくのかと、いうようなことが非常にやはり問題になりまして、これがまた祖先伝來の一つの財産でもございますので、この漁業権の所有といいますか、管理をめぐりまして、この漁協の合併が一つの支障を来たしているというふうに御理解願いたいと思います。したがいまして、われわれといたしましても、過去におきまして、相当この合併促進法に基づきまして、合併を促進方してきたのでありますけれども、この漁業権の問題がなかなか一つのしきりになりますて、合併が十分に行なわれなかつた。われわれの予定したほどの進捗率を示さなかつた、ということが、やはり基本的に問題になつて、いるわけでござります。われわれといたしましては、なおこの漁協の合併につきましては、今後さらに推し進めまして、漁協の大型化ということとともに、その一方では、その漁業自身の経営規模を拡大するよう並行しながら努力して、漁業協同組合の健全なる運営ができるように指導してまいりたい、こういうふうに考へて、いる次第でございます。

姿にしてもらいたいという希望を含めての質問でござりますので、その辺は取り違えないようになつしていただきたいと思います。

そこで、次にこの資料の中に入っております「参議院農林水産委員会調査室」というところから出されている水産協同組合法の一部改正、これについてこの資料の中に折り込みが一枚入っておりました。これは非常に貴重なものを調査室が準備してくれましたので、この資料を、ひとつやつかいでも議員の皆さんも見ていただきたいと思います。

この資料は、漁協の都道府県別貯貸率で、農協法のときも私、貯貸率を非常に気にしたのであります。が、農協法の場合の貯貸率と、ここに示されている貯貸率とは非常に違う。まず違うのは、単位農協の場合は、全国平均で貯貸率が五二・〇%で、あって、いわゆるお金がダブつくと、余裕があるからかくかくのごとく法を改正すべきだという私は、原点になつていています。ところが今度の単位漁協のここにある資料の貯貸率によりますと、全国平均は八六・六であります。もうぎりぎりのところまでお金が貸し出されております。なかなかこの表を見ますと、最高では、私もちょっと見当もつかないわけですが、長野県は昭和四十七年の三月時点での九二・九%、これは金融業界における常識としては判断のできない数字なんです。それのみならず、これは宮城県等はまだ太平洋に面しておりますが、長野県は海なき県です。そうして宮城県は一八四・八、最低はどこだろうと、じつと点検しますと、カキ貝等の養殖をやっております広島であり、二一・一、この数字の上と下とのこの格差が非常に大きいことに実は驚くであります。

しかしそれなりに私は理由があると思います。まず単位農協の五一・〇%、それから漁協の八六・六%のこの貯貸率の平均の違いを水産庁はどう理解し判断するか。あわせて今度は単位漁協の各県別の貯貸率について先ほど特に指摘いたしました最高と最低、その中間層もあるわけです。いずれにしろ非常に格差があるわけですから、長

野県はなぜこんなになるのだろうか、瀬戸内海に面している広島はなぜこんなに少ないのだろうか、その辺のところをこれをどういふうに分析しておられるか。これは金融面でかなりの能力と機構を備える今後の漁協運営の問題として、これは相当われわれが突っ込んでこの数字をにらめつけて分析しないと、やはり今後の指導行政の面でも問題が起ころんじないか、こういうふうに思います。全くのしろとの判断ですが、この数字を見せつけられて非常に考え込まされたわけです。だからいま申し上げたように、農協の場合と漁協の場合、漁協の場合の地域格差の問題、それに対する分析、こういふものをひとつお聞きしたい、と思います。

○政府委員(荒勝巖君) まず基本的には現在漁協を中心といたしまして、貯金運動を、目標五千億円ということで非常に全国的な運動を起こしておりまして、最近までの魚価の推移等を背景といつしまして、近日中に達成するのではなかろうかとういうふうに考えておりまして、逐次、やはりそういうふうに考えておりまして、次第に強化されてきつつあつたといった信用事業のほうも強化されてきつつあつた次第でございます。また一方、なぜそんなにまた農協と違うのかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、この漁協の信用事業といふものは農協に比べますと、まだ十分整備されてないということのほか、先ほども申し上げましたように、農協の貯金といふものは主として土地代金等の農外収入の貯金が多いということで、漁協の場合にはほとんど自分自身の漁獲物収入しかなかったということで、貯金信用事業がなんとかおくれてきておる点でございます。

それからそういうことの反面、一方では県別にえらく違うではないかということでござりますが、この長野県の非常に高い比率、ただいま御指摘になりました五九二・九%というふうな数字は、この長野県の漁協が内水面漁業でありまして、信用事業関係が非常に未整備で、全くこれは例外的なケースでございまして、ほとんどアユとか、カワマスとかいうふうなことだけに頼っておりまして、全体としていわゆる内水面漁業の脆弱な面

を反映し、またそれの漁民という方でも兼業農業の漁業形態というような形で、専業的な漁業者も非常に少ないというようなこともあります。ういった貯金が逆に非常に少ないというふうなことの関係で、こうしたことになっておるんではなかろうかと思います。

また、広島が非常に低いという御指摘でござりますが、これは養殖というものは資金需要があまりございませんで、またこれも申し上げるのは、私としては、口を多少はばかるのでござりますが、最近の産業発展の関係で、これは埋め立ての関係等によりまして、漁業権の補償収入が逆に非常に多くて、その補償代の収入が貯金になつて多額に積まれておりますから、一方では沿岸の養殖事業といふものはありませんが、大型な船も要らないと、うようなことで、カキ、シビあるいはそういったノリとかというふうな形で、資金はあまり要らなければいい。自己資金でぐるぐる回つておるというふうなことの関係で、極端なこういった例が両面に出ておるんではなかろうかと。しかしながら大体八〇%前後の——平均いたしまして、融資率といいますか、貯貸率といふものは健全な運営ではなかなかうかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○杉原一雄君 十分私は、点検調査をしたわけでもないわけですから、長野の場合は内水面の問題はすぐわかるわけですから、あるいは預け金、貯金の場合、これが非常に少ないということになる、その結果が、こういう倍率になつて出てくると思いますから。主として市中銀行へお金預けるという傾向が強いといふうにも伺っておりますし、いまたまた、はからずとも広島の場合が、漁業権の補償ということで、今度はお金がどつさり入つてくる。だから、貸し出しのほうは養殖業だから少ない。こういうことでござりますから、ほんとうに人間というものは、お金に弱く、お金に強いわけで、お金ほどその正体を明らかにあらわすものはありません。そういう意味で、私貯貸率を農協法の改正の場合も、いまもまたある

えて問題にしているわけですが、この数字を見る
ことによつて、広島の漁業の実態はどうなつてお
るか、あるいは長野の漁業協同組合の運営がどう
なつておるか、そういうこと等が判断する大きな
基準になるような気がいたします。そういうこと
で、あえてこの問題を提起し、長官の見解を伺つ
たわけであります。

そこで、今後のそういうアンバランスをより埋
め、強化していくために農林省、水産庁等が水産
金融の樹立をどうするかということについては、
実は四十八年度の「沿岸漁業等について講じよう
とする施策」、これには簡単に列記されておりま
す。これをもう一度確認していただくと同時に、
この中で特にことはこの点でがんばるんだとい
う決意が表明されれば幸いだと思ひます。そこに
あればページ数をばくから指摘します。二六ペー
ジです。

○政府委員(荒勝巖君) ござります。これについ
てですか。

○杉原一雄君 はい。それについて、羅列をして
ありますから、重点的にアクセントをつけてくだ
さい。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま御質問のござい
ました点で水産庁の白書の一部でございますが、
講じようとする施策の中で、この水産金融の充実
ということで、われわれといたしましてこの公庫
資金の拡大ということで三百七十五億円を用意し
ておるということが一つ。

それから先ほどの御指摘のありました近代化資
金につきましても五百五十億円、しかも金利も
○・五%引き下げるということで、それからさら
に日本開発銀行からの融資の拡充ということで五
十五億円ということで考えております。

さらに、今後中小漁業融資保証保険制度の充実
ということことで、これも前年度九百五十億円に対し
まして保証ワクを千百二十億円というふうに拡大
いたしておりますが、これにつきましては、この
二年間にわたりまして、四十六、四十七と二年間
にわたつて四十八年度に至りました、この中小漁

業融資保証保険制度問題検討会の答申を受けましたので、四十九年度におきましてこの制度の改善充実を大いに努力してまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でござります。

なお、沖縄の漁業についても、沖縄の振興開発金融公庫からの融資を考えまして、九十億円を本年度において考えておると、こういうふうに御理解願いたいと、こういうふうに思う次第でござります。

○杉原一雄君 先般来、水銀とかP.C.B.の問題で各委員会なり本会議等で議論をされると、総理大臣はじめ、天災融資に準する資金を流すと、こういうことですが、ぼくはそういうふうに御理解願いたいと、こういうふうに思う次第でござります。

○杉原一雄君 先般来、水銀とかP.C.B.の問題で各委員会なり本会議等で議論をされると、総理大臣はじめ、天災融資に準する資金を流すと、こういうことですが、ぼくはそういうふうに御理解願いたいと、こういうふうに思う次第でござります。

臣はじめ、天災融資に準する資金を流すと、こういうことですが、ぼくはそういうふうに御理解願いたいと、こういうふうに思う次第でござります。

○政府委員(荒勝巖君) 先般の閣議におきまして、農林大臣から、水銀もしくはP.C.B.の汚染による被害漁業者に對しまして、緊急のつなぎ資金を融資するということにつきまして閣議で話をされまして、一応決定したやつに聞いておる次第でござります。

○政府委員(荒勝巖君) 先般の閣議におきまして、農林大臣から、水銀もしくはP.C.B.の汚染による被害漁業者に對しまして、緊急のつなぎ資金を融資するといふことにつきまして閣議で話をされまして、一応決定したやつに聞いておる次第でござります。

臣はじめ、天災融資法に準じた措置とすることで、末端の貸し出し金利を三分にすると。それで元本とい

て、その考え方といたしまして、まず基本的に貸し出し金利を三分にする。それと同時に、末端の貸し出しの金利を八分五厘と置きまして、八分五厘と三分とのその差の五分五厘につきまして、国が六五%の補助率で、残りの三五%分を県なり市町村の地方公共団体に持つていただき。大体一漁家当たり五十万円ということで五年間で――一年据え置きの五年間ということでござります。この金融の流れと、資金の元本の流れといふことにつきましては、系統金融機関、農林中央金庫あるいは県の漁信連あるいは単位漁協の融資元金ということでございますが、今回の全国的な被害というか、汚染の状況等から勘案いたしますと、やはり農林中央金庫がほとんど全額融資の貸し出し元になるんではなからうかと、こういうふうに判断いたしておりますが、県から、ただいま

早急に資金需要を取りまとめておりますけれども、まだ十分に上がってこない現状でございますが、たぶん中央金庫になるんではなかろうかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○杉原一雄君 私はここで陳情する意味じゃありませんけれども、私の地方の新聞が一日おくれでさきよう入っておるわけですが、うちの知事がどうも富山県はこの融資法に該当しないようだと、だから県独自でやりますと、こういうようなことを記者団に発表しておるわけですが、該当するしないの決定はどこでしますか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 富山県の実情が十分把握できませんが、私は、今回つなぎ融資は当然富山県の場合も該当するものと思うのであります。したがいまして、水産庁長官より御説明のとおり、農林中央金庫から県信連、そして漁協といふふうに金が流れ手続によって融資されるものと申し上げて間違いないと思います。

○杉原一雄君 次に、漁民の最近、生活水準が上がったと、漁民の場合も上がったと。上がった中身はかなりいろいろなことがありますけれども、漁民の今日的な生活水準は一体どれくらい、前年度比どうなんだろう。どうしてそれがそういう結果を生んだかと。あるいはもう一つついで、時間の関係でどんどん飛びますが、労働問題と申しますが、漁場に働く労働者、いま毎朝「北の家族」というドラマが放送されておりますが、いよいよ船が港を離れていってしまったわけですが、ああいう状況で働く問題、あるいはこの間もここでしましたが、初村さんでしたか、マグロを食べるなどは何事だとかんかんになっておこられたわけですか

ら、そうした問題も一つの働く人の労働条件にもわゆる労働問題といふのはたくさんありますけれども、たとえば労働時間の問題とか、あるいは漁業に働く労働者のいわゆる労働問題と俗にわれわれが大づかみに言っていること等については、どういう掌握のしかたをしておいでになるか、それをお聞きしたいわけです。

○國務大臣(櫻内義雄君) 沿岸漁業における漁家の所得は近年、相当上昇してまいりておると思うのであります。昭和四十六年では一世帯平均百七十万八千円と前年に比べ一五・六%の上昇、都市労働者世帯の所得百五十二万七千円を一一・九%上回っておりますわけであります。ただここで問題は、世帯員一人当たりの所得で見ますと、漁家の世帯員数が多いために、都市労働者世帯に比べて八六・四%となつておる次第でございます。

この労働関係につきましては、沿岸漁船漁家の場合は、日帰り操業をする場合が多いと思います。そこで出漁日当たりどれぐらいの時間であるかということにつきましては、昭和四十六年には六・八時間でございまして、四十二年の七・七時間に比べると短縮傾向を示しておるわけでございます。漁業就業者の労働条件の改善あるいは漁船の整備改善による労働環境の改善あるいは漁家生活の改善につきましては、それぞれ指導をいたしておる次第でござりまするが、水産庁長官のほうから補足説明をいたさせます。

○政府委員(荒勝巖君) 大臣のほうからだいま基本的な漁家の所得の増大の傾向あるいはその沿岸漁民の方々の労働条件といふふうな点につきましてお話をございましたが、さらに遠洋につきまして、私から多少補足させていただきますと、マグロ船等最近経営的にもまた、資源的にも多少行き詰まつてしまりました結果、約十カ月、平均十カ月近い長期の航海を要望されておる次第でござります。これにつきまして、そういう十カ月もの長期航海といふふうなことから、まあ乗り組み員の確保ということが非常に問題になりまして、漁船の居住区の改善といふふうなこと等のために経常的に多少苦しくなつてきているといふふうな点もございまして、この問題につきましては、今後さらに労働条件をよくすることによりまして、乗組み員の確保に資したいと、こういうように考えておる次第でございます。

また、北洋等のサケ、マス船團につきましても、相当長期にわたりまして、北洋でガスの深いところで働きます関係で、相当傷病者が出ておりまして、これにつきましては、労働省とも打ち合わせをいたしまして、海上診療というような形で乗り組み員の方々が、けがをしたり、病気になつたりしたときに、すぐその場で、現地で治療をすることができるというふうな形を行なうことによりまして、福利厚生については、今後さらに努力してまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○杉原一雄君 委員各位もかなり腰が浮いているようでございますが、私は午前連合会でかなり疲れています。膨大な「漁業の動向に関する年次報告」をいただいたわけであります。私がよつと見それたのかもしれませんけれども、これに公害の、いわゆる漁業公害と申しますか、公害の実態に対する分析が報告がないのじやないかと実は思っています。これが一体どうしたことなんだと思つて、ばくもかなり念入りに見たつもりであります。そのことは、私の目が届かなかつたと言えど、それまでのことでから、後ほど御指摘ください。これは個人的だけつこうです。

ただ、ここで明らかにしておきたいのは、今後の基本的態度の問題、ここでは昭和四十八年度において沿岸漁業等について云々といふこの施策の中では、一二ページから三ページにわたつて、その第四項で「漁業公害対策等の展開」というのが出てまいつております。この中で、ぼくは非常にどうしたんだろうかなと思っていろいろ見ていてるんですけれども、水銀というものが出てきておらないわけですね。赤潮が出ています、P.C.B.が出ています。これをおつくりになつた時点で水銀が問題になつていないなんていうような認識はこれはないへんなことなんです。だから先ほどの年次報告とこの対策との関連において水産庁がいわゆる公害の問題――公害がほとんどいま魚の問題に大きく発展ということばは当たらぬかもしつれ

ませんが、問題がそこに拡大しようとしているわけですねに、その辺の分析と対策かこれには載つていよいよ思ひます。やはりことばの流れの中にあるかもしませんが、私はそれはわからないんです、ちょっと。そういう点、どうなんだろうか、実はお伺いしたいと思ひます。

○ 杉原一雄君 たびたび自分の県のことを申して済みませんが、これは一つの大きな、どこの県にも当てはまる一つの問題点だと思います。全国九ヶ所も払いまして、この問題の解決に努力してまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でござります。

がどうも不十分でございまして、ただいま御指摘の問題についての御説明を申し上げなかつた関係で、いろいろまあ御指摘を受けたわけでございましが、はなはだ申しわけございませんが、七四ページ、この年次報告のほうでございますが、七四ページに「漁業生産諸条件の変化」ということで「漁業環境等の変化」(きびしさをます内外の環境)といふことで「沿岸および内水面漁場の環境」という章を設けまして、この白書といいますか、これでは相当ページ数をさきまして問題点を指摘しておる次第でござります。特に、七六ページの下のほうに、ウでございますが、ウで「P.C.B.および重金属等による汚染」ということで、そのよばばなしに「最近において水銀、カドミウム等の重金属類およびP.C.B.による汚染が」というふうにまあ表現をとつておるわけでございますが、この全体としまして、ただいまの水銀のこの問題自体といふものは、当時におきまして十分に水産庁といつてしましても掌握していなくて、どちらかといいますとP.C.B.のほうに重点を置きまして調査検討を加えておった最中のこれは白書でござります。われわれといつましましては、十分にこの水銀のおそろしさといふものは存じておりますが、第三水俣病の発見とということを契機といたしまして、この水銀につきましても、なおたいへんな努力を今後たいと、こういうふうに考えておる次第でござります。

木環境庁長官、そういうことで水産庁も参加しながら決定されたこの九水域、という中に、富山の水見あるいは魚津地先、こういうのが指定されるとわけです。しかも内容等を見ると、いよいよこれからやると、こういうことなんですね。ところが、県独自で調査をいたしまして二十六日世間に発表したデータが私のところへ、きのう届きました。これによりますと、まあこの調子だとおそらく県知事も富山湾はだいじょうぶだと安全宣言を出したかったんだろうと思うんです。そこへ二十五日検体が二十四検体で八十八地域というようなことなど、かなりこれは安全宣言をするにしても、私基礎は非常に薄弱だと、こういうように実は思いますが、ただ問題は、県としては、漁民の皆さんからすみやかに安全宣言をしてほしいという要求が突き上げられてきてると思うんですね。知事もその点で非常に苦慮をしているんじゃないとか、そこへもつてきて、まあ二十五日のこの水銀汚染対策の会議が、こうした発表をされたと、こうしたことになるわけですね。そうしますと、漁民の願いとそれから環境会議のほうで今後とも万全を期そうとする行政努力と、その間に知事がはさまっておるわけですね、こうした問題をこれはどう理解していいのか。またそのことを踏まえながらこの推進会議がどう今後作業を進めようとするか、願わくはこれに書いてあるような日程じゃなくて、つとめて早い機会に、九月などという、のんきなことを言つていないで、これを早目に、だいじょうぶだと、あるいはだいじょうぶでない、黒だと、どちらでもいいですよ。早くその答えを出すような手だてができないものかということを、実は希望を付していま実情を申し述べたわけではありませんが、それは大臣どうでしようか、できることでしようか。

○政府委員(荒巣義君) この環境庁主催の会議におきまして新しい基準が設けられまして、これが厚生省の発表にありますように、総水銀量で平均〇・四PPMを汚染魚と見ると、さらにそれを有機水銀で平均〇・三PPMをこしていると汚染魚と見なすということで、従来の一PPMという基準から判断いたしますと、非常にきびしいものになつた次第でござります。この従来の水俣病、第一水俣病が発生いたしましたときには、一PPMでいいのではなかろうかという判断のもとに、当時厚生省はおきめになつたようでございますが、今回の第三水俣病というようなことの発見とともに、非常にきびしい基準値を今回打ち出されました。これは国民の健康維持のためにやむを得なかつたのではないかどうかというふうに思つておりますが、その結果、全国の各水域を従来は一PPMという目で見てきたいきさつもありまして、この見方が非常に甘かつた。一PPM以下の水域と、精密調査をしないままに、その程度のままでの学術的記録として残されておったわけでございますが、今回の新基準値をもとに、特に有機水銀量というものを特に摘出するという観点から、新しい基準が設けられましたので、これにつきましては事務当局の間でも、いつまでも長くかかるわけにはいかないと、して早急に調査するということになつた次第でございまして、これにつきましては事務当局の間でも、いつまでも長くかかるわけにはいかないと、うことで、全力をあげてこれについてはいたしましたいと、こういうふうに考えておる次第でございますが、なお大臣のほうからあと基本的な姿勢についてお答えをお願いいたしたいと思ひます。

基準を設けるのはないじゃないか。これも根拠なくして、そういうことから、いま非常に全国的に問題になつておるところでござりまするから、少なくとも、この一PPMでいきながら、そしてしかも、さらに高度の判断の上で、より安全性を考える上において、少なくとも大事な地域、すなわち汚染の多少でも疑惑のある地域の調査のほうは詰められて、そうしての考えがあつたのでござりまするが、しかし、最初に申し上げたような大原則を考えまするときに、そのようなことは主張ができない、ということなる基準から見ても白である、こういう判断に立つておりまするならば、私はそれは科学的な根拠である以上は、そのとおりに知事は発表をせらる。富山県本体が種々御調査の上で、今回の新たな段階でござりまするから、したがつて、推進会議が九地域について精密に調査をする、これはこれで必要なことではないかと、かようにみておる次第でござります。

あらゆる批判にたえ得るような数値を求めるまでして白黒を決着つけたい、こういふうに考えておりますので、まことにこの席でお願いするのもいかがかと思いますが、ぜひひとつ魚をとることにつきまして、また調べることにつきまして富山県、地元の方にも、ひとつ十分御協力お願いしまして、一日も早く明らかにするよういたしたいと思います。

○杉原一雄君 それでは若干お願いをし、意見を述べて質問を終わりますが、六月二十日付の全国知事会から、いま直面している魚の問題等をめぐつて要望書が大臣の手元へも出ていると思います。このことについての見解をも実は伺つつもりでおりましたが、省略いたしますけれども、こうしたこと等についても、かなり私は、漁民の立場、国民の立場、県民の立場に立って、知事の皆さんに苦慮をして案文を成案して出しておられるわけですから、お答えいただきよく将来ひとつ御努力をいただきたい。ただ、二十二日の閣議で、水銀水銀とばかり騒ぎしないで、魚でもわしら食べまいかといった田中さんが言つたかだれが言つたかしりませんが、そういうことでは、これは問題は解決しない。きのうの公害の委員会で、きょうは齋藤厚生大臣がおいでになつたと思いますが、厚生省からきのうの時点でこんな資料を出したわけです。この資料を目ざして私たちが質問をしましたら、厚生省からきた人は、こういうまとめた資料を出したということを皆さんにお示し申しますけれど、こういふかみた的な答弁を実はしておるわけです。きわめて無責任な態度だと思います。でありますから、望むらくは、大臣がいま自分の見解と決意を表明されたように、たいへん漁民の立場も、特にこれは大臣の立場であり、また国民の立場というのは、もちろん大臣の立場であり、われわれの立場であります。この問題に対するすみやかで、しかも科学的で間違のない調査を早く進め、それに即応する対策を早く立てていた大ところを特に希望申し上げまして、私のこの種の質問を終わります。

○理事(初村瀧一郎君) 三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

〔参考〕

漁船損害補償法の一部を改正する法律案 提案理由補足説明

漁船損害補償法の一部を改正する法律案について、提案理由を補足してご説明申し上げます。本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、保険目的たるべき漁船の範囲の拡大であります。

現行法上漁船保険の保険目的は、漁船法に規定する漁船とされているのであります。が、漁業活動に必要な船舶のなかには鮮魚の運搬船や給油船等漁船法の漁船には該当しないものが存するという実態にかんがみまして、これらのうち政令で指定するものを漁船保険に付することができるようになります。

第二に、組合員資格の範囲の拡大であります。

第三に、漁船保険の仕組みの改善であります。

まず、政府の再保険割合であります。現行法上は、満期保険の積立部分については十割、他は一律九割とされておりますものを、漁船保険組合の保険能力に応じてその元受責任部分を現行の割合より拡大することができるよう、所要の改善を行っております。

いたしております。

次に、満期保険の普通損害保険部分の純保険料率の算定方法の改善であります。現行法上は、純保険料率は保険料期間を経過することにてい減する複雑な方式を採用しておりますが、漁業者にわかりやすく、かつ、漁船保険組合の事務の簡素化を図る観点から、その純保険料率を各保険料期間を通じて一定率とする平均方式に改めることをいたしております。

第四に、漁船保険組合および漁船保険中央会の組織関係規定の整備であります。まず、漁船保険組合の事業經營基盤の強化を図るため、地域組合の区域を都道府県の区域としないことができる」ととし、その合併のみちを開くとともに、漁船保険組合の総代会において合併の議決をすることができることといたしておられます。

また、組合等の管理運営の円滑化に資するため、組合の総代選挙の手続の簡素化を図ることとしたしておられます。

このほか、漁船保険中央会の役員の選出について、總会における選挙によるほか、選任によつてもできるようにする等所要の規定の整備をいたしております。

第五に、國の特別会計に生じた剩余金の活用についてであります。

國の再保険特別会計においては、漁船の安全性の向上、保険加入隻数の増加による危険の分散、異常災害発生の減少等により現実の危険率の低下の度合いが料率算定の基礎となつて、過去の実績危険率のそれよりも大きいため、過去数次にわたる再保険料率の引下げにもかかわらず、多額の剩余金が累積しております。

このため、既に生じた剩余金につきましては、國の再保険経営上必要な準備金を留保した残額である三十五億円を漁船保険組合の上部指導団体である漁船保険中央会に対し、その行なう漁船保険の振興のための事業の財源に充てるため、交付金として交付し、漁船保険事業の健全な発達を図る

なお、このほか、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

以上をもしまして漁船損害補償法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○明 漁船積荷保険臨時措置法案提案理由補足説明

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、全五章および附則から成つておりますが、まず第一章におきましては、この法律案の趣旨と定義とを定めております。

この法律は、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、漁船保険中央会がその再保険事業を行なうことができるなどとする等必要な措置を設けることによって、漁船に積載する漁獲物等につき適切な保険制度の確立に資することをその趣旨としております。

また、漁船積荷保険は、漁船に積載した漁獲物等の積荷につき滅失、流失、損傷等の事故により生じた損害をてん補する保険であります。その対象とする積荷は、農林省令で定めることとしておりますが、当面は漁獲物およびその製品、餌料ならびに燃料とすることを予定しておりますとともに、これを積載する漁船につきましては、漁船保険との均衡上総トン数千トン未満の漁船に限ります。

第二章におきましては、漁船保険組合の行なう実施の手続といたしましては、漁船保険事業を行なうとするときは、総会

業計画および漁船積荷保険約款を定めたうえ、農

林大臣の認可を受けなければならないことといたしておられます。

次に、事業の内容でありますと、漁船積荷保険が物的保険であることから被保険者は積荷の所有者といたしますとともに、事業実施主体が漁船保険組合であること等にかんがみ、保険契約者を漁船保険組合の組合員に限定する等所要の規定を設けることといたしております。

第三章におきましては、漁船保険中央会の行なう再保険事業につきまして、その実施の手続と事業の内容を定めております。

実施の手続といたしましては、漁船保険中央会が再保険事業を行なうとするときは、総会の議決を経て漁船積荷保険再保険約款を定めたうえ、農林大臣の認可を受けなければならないこととしたしております。

次に、事業の内容でありますが、再保険契約は、漁船保険組合段階において保険契約が成立した時に当然成立することと建前として、所要の規定を設けることといたしております。

第四章におきましては、国の援助、印紙税の非課税措置等について規定いたしております。

第五章は、罰則に関する規定であります。附則におきましては、この法律案の施行期日および失効について定めております。

この法律は、昭和四十八年十月一日から施行し、その日から五年をこえない範囲内で別に法律で定める日に失効することといたしております。

以上をもちまして、漁船積荷保険臨時措置法案の提案理由の補足説明を終わります。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

提案理由補足説明

水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足してご説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、

以下その内容につき若干補足させていただきま

す。
六月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案

一、漁船積荷保険臨時措置法案

(予備審査のための付託は二月十九日)

（予備審査のための付託は三月六日）
一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案

同組合等に内国為替取引を行なわせることについての改正であります。現在、水産業協同組合は、内国為替取引を行なうことはできないのであります。内国為替取引を行なうことはできるようにすることとして、為替取引の需要が増大していることなどが、新たに、貯金等の受入れの事業を行なう漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会が内国為替取引を行なうことができるようになります。

第二は、信用事業を行なう漁業協同組合連合会および水産加工業協同組合連合会は、手形の割引を行なうことについての改正であります。現在、信用事業を行なう漁業協同組合連合会は、手形の割引を行なうことができる」と記載されています。

第三は、信用事業を行なう漁業協同組合等に農林中央金庫等の業務の代理を行なわせることについての改正であります。現在、信用事業を行なう漁業協同組合連合会は、農林中央金庫等の業務の代理をることができます。第一で申し述べました内国為替取引の円滑な実施を図るため、新たに、信用事業を行なう漁業協同組合、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会についても、農林中央金庫等の業務の代理をすることといたしております。

以上をもちまして、この法律案の理由の補足説明を終わります。

昭和四十八年七月十八日印刷

昭和四十八年七月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W